



第3次丹波市男女共同参画計画

丹（まごころ）の里 ハーモニープラン

令和元年度 年次報告書



～認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里～

丹 波 市

目 次

第3次丹波市男女共同参画計画 令和元年度年次報告書について	・ ・ ・	1
第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況	・ ・ ・	2
1 施策の体系	・ ・ ・	2
2 基本目標ごとの評価まとめ	・ ・ ・	3
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	・ ・ ・	3
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	・ ・ ・	6
基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	・ ・ ・	10
基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	・ ・ ・	12
3 数値目標の実績値一覧	・ ・ ・	15
4 自己評価一覧（体系別による施策数）	・ ・ ・	17
第2部 施策の実施状況	・ ・ ・	18
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	・ ・ ・	19
基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	・ ・ ・	23
基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	・ ・ ・	30
基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	・ ・ ・	35
第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況	・ ・ ・	44
第4部 審議会からの意見	・ ・ ・	45

第3次丹波市男女共同参画計画 令和元年度年次報告書について

1 作成の趣旨

丹波市男女共同参画推進条例第24条に基づき、第3次丹波市男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を把握し、その進捗状況を年次ごとに評価し、その内容を公表するものである。あわせて、丹波市男女共同参画審議会に報告し、その意見を踏まえながら、取組を進める。

2 本報告書の構成

第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

第3次丹波市男女共同参画計画（丹（まごころ）の里 ハーモニープラン）においては、基本理念「認めあう心 支えあう力 共に育む 丹（まごころ）の里」のもと、「1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」、「2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり」、「3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり」、「4 健やかに安心して暮らせる社会づくり」の4つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った基本方針、推進項目のもと様々な施策に取り組んでいる。本報告書では、令和元年度の主な推進状況を、4つの基本目標に沿って次のとおりまとめた。

【基礎データ】：主な推進状況の推移をグラフ等で示した。

【数値目標】：本計画の着実な推進を図り、成果を評価することを目的として、それぞれの基本目標に即した数値目標を設定しており、その目標について令和元年度における実績をまとめた。なお、目標によっては、最新のデータがないものがある。

【自己評価欄】：基本方針ごとにA～Dで評価した施策数を記載している。

【自己評価の基準】

- A：実施済みで十分に成果を上げている。
- B：実施済みである程度成果を上げている。
- C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。
- D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】：数値目標に関する事業のうち、主なものを記載している。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】：令和元年度の推進状況を踏まえ、課題と考えている点、今後の方針や取組方法を記載している。

第2部 施策の実施状況

個別施策の詳細について、令和元年度実績と成果、評価、課題と今後の方向性を明らかにした。なお、評価については、各担当課の自己評価によるものである。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく市が実施する男女共同参画推進施策等に関する申出について、令和元年度の対応状況について報告するものである。

第4部 審議会からの意見

丹波市男女共同参画審議会にその内容を報告し、述べられた意見について、取りまとめたものである。

第1部 主な施策の推進状況と数値目標の推進状況

1 施策の体系

基本目標	基本方針	推進項目
1 男女共同参画社会 の実現に向けた 基盤づくり	(1) 男女共同参画に対する意識の定着	①意識改革のための広報・啓発の推進 ②男女共同参画に関する情報提供の充実 ③固定的性別役割分担意識の解消 ④自治会男女共同参画推進員の活動支援
	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	①男女共同参画に関する教育の充実 ②多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ③教職員に対する研修の充実
	(3) 推進体制の整備	①男女共同参画の実現に向けた条例の制定 ②男女共同参画を推進する拠点施設の整備
2 あらゆる分野において男女が ともに活躍できる社会づくり	(1) 働く場における男女共同参画の推進	①男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進 ②農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進
	(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①審議会等委員への女性の積極的登用 ②市役所管理職への女性職員の登用促進 ③事業所における方針決定過程への女性の参画促進
	(3) 女性の能力発揮に対する支援	①継続就業・再就業・起業に対する支援 ②女性リーダーの育成 ③女性のネットワークづくりへの支援
	(4) 地域活動等における男女共同参画の推進	①自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり ②男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援
3 仕事と生活の 調和が図れる環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革	①意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進 ②男性の家事・育児・介護への参画促進
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	①育児・介護休業制度の整備と活用の促進 ②多様な働き方に対する支援 ③子育て・介護支援の充実
4 健やかに安心して暮らせる 社会づくり	(1) あらゆる暴力の防止と根絶	①DV対策の推進 ②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進 ③児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進
	(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	①高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③各種相談体制の充実 ④性的マイノリティに関する理解の促進
	(3) 生涯にわたる健康づくり支援	①男女の心身の健康保持・増進への支援 ②妊娠・出産等に関する支援の充実
	(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

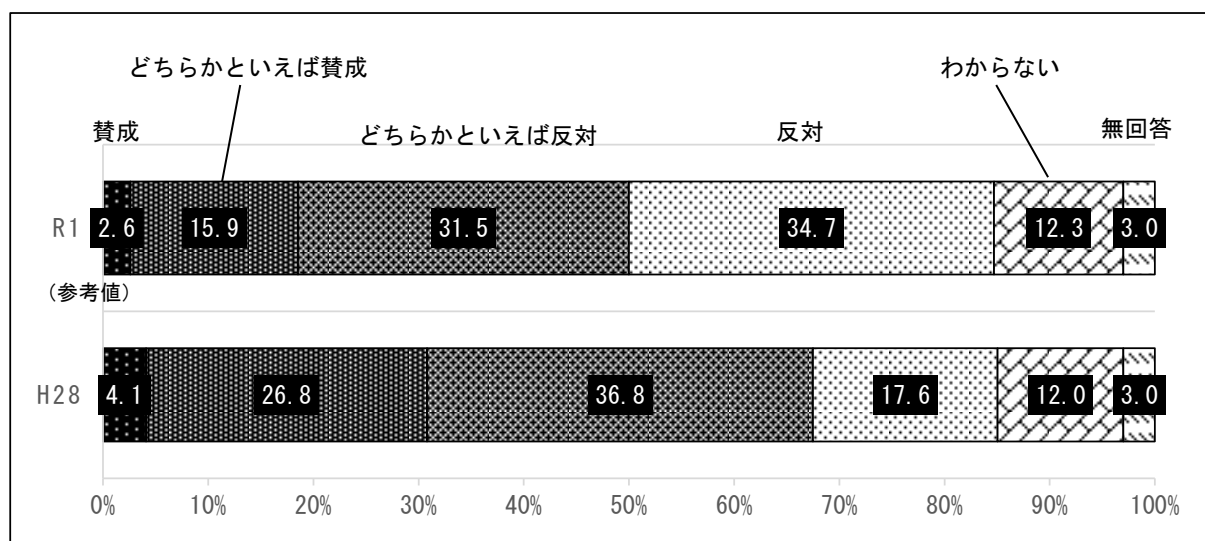
2 基本目標ごとの評価まとめ

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

家庭、地域、職場における、あらゆる機会を通じた啓発や、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実に取り組み、市民、事業者、団体との連携や協働により市が一体となり、男女共同参画社会の実現に取り組む基盤づくりを進めます。

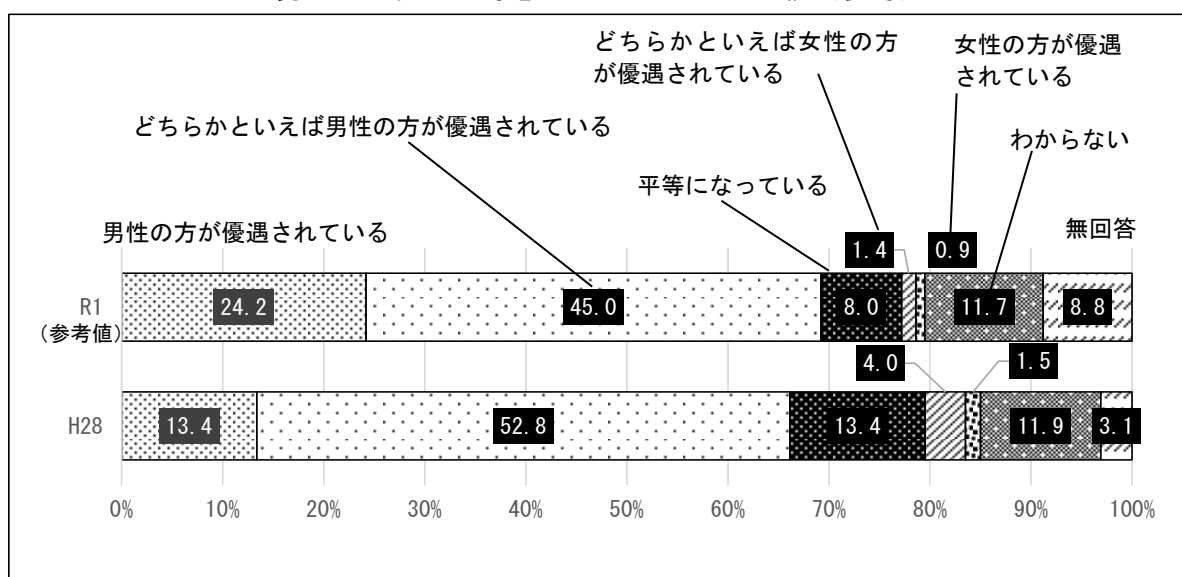
【基礎データ】

固定的な性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」：R1 と H28 の比較（参考）



[注意] ・出所資料が異なるため、R元年度の値は参考値としています。（5頁を参照してください。）
 ・統計データの割合は端数処理のため、合計が100にならないこともあります。（ほかのグラフも同様）
 （資料）R1：市民意識アンケート
 H28：丹波市男女共同参画市民意識調査

男女の地位の平等感：R1 と H28 の比較（参考）



[注意] ・出所資料が異なるため、R元年度の値は参考値としています。（5頁を参照してください。）
 （資料）R1：生涯学習活動に関するアンケート調査
 H28：丹波市男女共同参画市民意識調査

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28 年度)	実績値		数値目標 (R 4 年度)
		(H30 年度)	(R 元年度)	
社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	—	8.0% (参考値)	30.0%
固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	—	66.2% (参考値)	60.0%
男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	21.7%	17.4%	60.0% (R 元年度)
学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	13.8%	12.1%	16.0% (R 2 年度)

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

基本方針 評価	H30 年度				R 元年度				実施担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1) 男女共同参画に対する意識の定着	1	7	5	1	4	2	3	0	9 (H30 は 14)
(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	1	3	0	0	0	4	0	0	4
(3) 推進体制の整備	2	1	0	0	3	0	0	0	3

[評価] A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

- 6月の男女共同参画週間にあわせた「男女共同参画講演会」や10月の男女共同参画センター開設時での「記念講演会」などを開催し、男女共同参画に対する意識啓発を進めた。
- 男女共同参画センターの開設にあわせ、男女共同参画に関する図書や資料を所蔵し、閲覧・貸出できるよう整えた。また、新たに「男女共同参画センターだより」や「図書コーナーからのお知らせ」を発行し、啓発を図った。
- 自治会男女共同参画推進員を対象とした研修会を開催し、推進員の活動を支援し、自治会内での男女共同参画意識の定着を図った。
- 小・中学校においては、道徳の授業の中で、性別にかかわらず、男女が社会の対等な存在として多様な生き方を認めあう教材を用いて学習を行うとともに、トライやる・ウィークや進路指導の中で、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にしたキャリア教育を実施した。

- 管理職登用促進のスクールリーダー研修会の参加対象を、管理職試験希望者に加えミドルリーダー世代まで広げ、女性教職員の参加者増を図った。
- 「丹波市男女共同参画推進条例」の内容を紹介するリーフレットを作成・配布し、条例内容の周知を図った。
- 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点となる「丹波市男女共同参画センター」を10月22日に開設した。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- 男女の地位の平等感については、R元年度は参考値であるが、「平等」と考える割合は8.0%で計画策定時より低下しており、圧倒的に「男性優遇」と感じている人が多い。性別による差別的取扱いを受けないことがないよう、積極的な意識改革を進める。
- 固定的な性別役割分担意識については、R元年度は参考値であるが、「賛成」（賛成、どちらかといえば賛成）の割合が18.5%、「反対」（反対、どちらかといえば反対）の割合が66.2%であり、「反対」のほうが47.7ポイント上回っている。H28年度調査からも、11.8%増加している。しかし、属性で見ると、男性・高齢層に賛成の割合が高いことから、引き続き積極的な意識改革を推進する。
- 男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合は、H28年度以降20%前後で推移し、総合計画の目標値60%（R元年度）が未達成となった。支援メニューを検討し、推進員との連携を図り、活動割合が増加するよう取り組みを進める。
- 女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にある。しかしながら、教職員の男女比に鑑みると、女性管理職の割合は12.1%という現状にあり、今後一層推進していく必要がある。

【注意】R元年度実績値の「参考値」表記について

R元年度の実績値を得た調査（市民意識アンケート、生涯学習活動に関するアンケート）は、下記のとおり、計画策定時（H28）に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要（調査対象者の抽出や集計方法）が異なることから、両実績値を経年比較する場合は、R元年度の実績値を「参考値」とする。

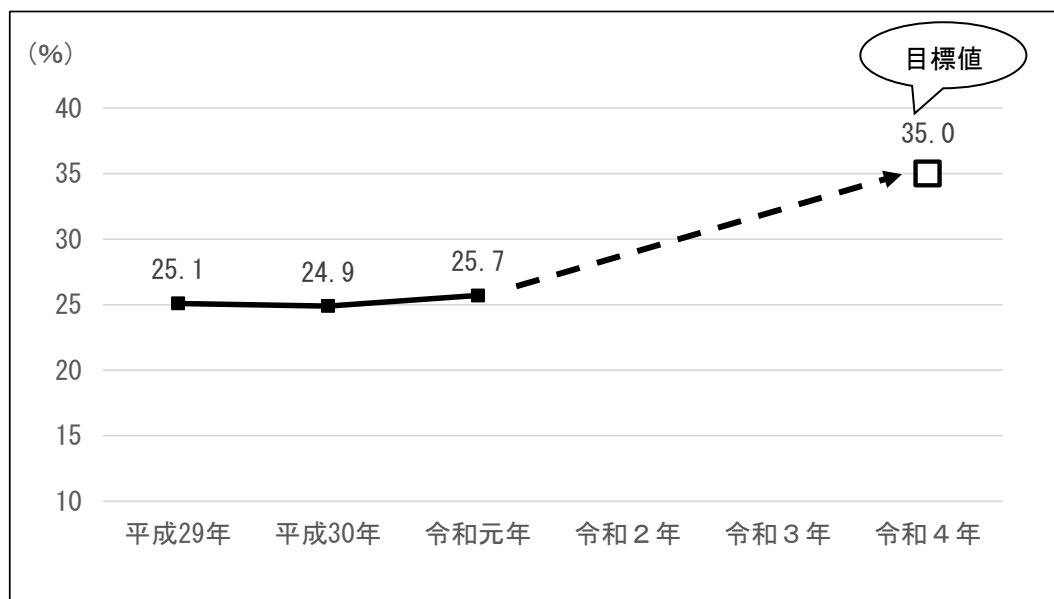
R 1 市民意識調査
・住民基本台帳から無作為抽出（20～80 歳、1000 人）
R 1 生涯学習活動に関するアンケート
・住民基本台帳から無作為抽出（20 歳以上、1000 人）
H28 丹波市男女共同参画市民意識調査
・住民基本台帳から無作為抽出（18 歳以上、1000 人） ・抽出にあたり、年代別で人口規模に違いがあることから抽出人数に格差が発生し、集計・分析に必要なサンプル数が十分得られない可能性があった。 ・そのため、年齢層ごとに必要な数を得るため、年齢構成上人口の少ない10 歳代並びに20～30 歳代の抽出率を高めた対象者数を設定し抽出した。 ・集計時に、各年代層の人口構成を反映させるため、年代ごとの回収数に応じた補正係数（ウエイト値）を求め、有効回答数に反映させた。

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

すべての市民がその意思に基づき、生き方、働き方を選択し、ライフステージのそれぞれの段階において個性と能力が発揮できるように支援するとともに、政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が活かされる取組などを推進し、あらゆる分野で男女がともに活躍できる社会づくりを目指します。

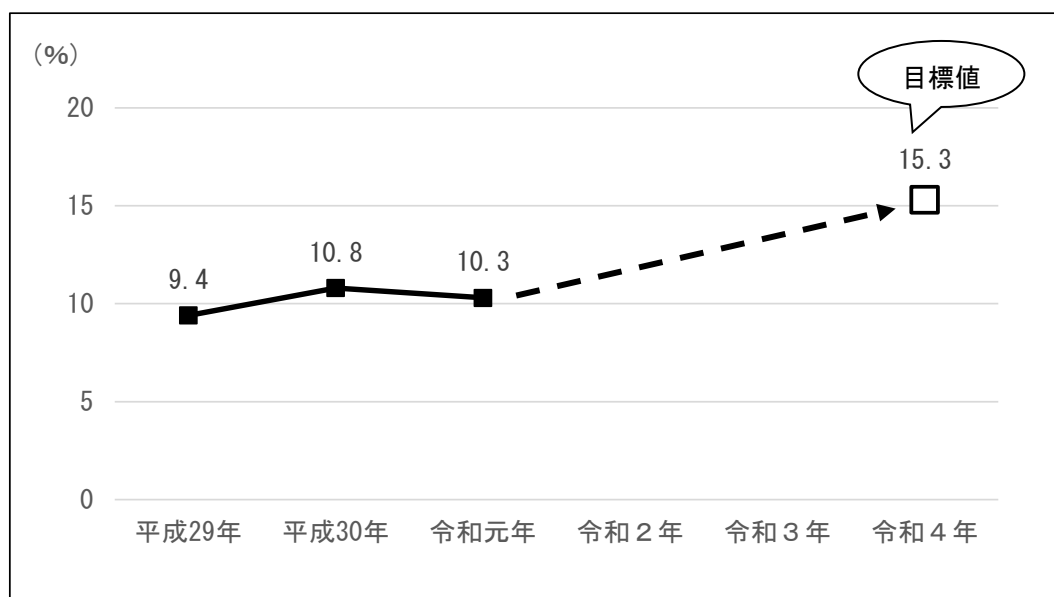
【基礎データ】

審議会等委員への女性割合



(資料) 丹波市人権啓発センター調べ

市役所職員の女性管理職割合



(資料) 丹波市職員課調べ

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28 年度)	実績値		数値目標 (R 4 年度)
		(H30 年度)	(R 元年度)	
男女共同参画センター（仮称）の名称も機能も知っている人の割合	—	—	19.3%	30.0%
女性の活躍推進に関する協定締結事業所数（累計）	17 事業所 (H29 年度)	35 事業所	50 事業所	60 事業所
審議会等委員の女性割合	25.1% (H29 年度)	24.9%	25.7%	35.0%
女性農業委員数	1 人 (H29 年度)	1 人	1 人	3 人
市役所職員の女性管理職割合	9.4% (H29 年度)	10.6%	10.1%	15.3%
男女共同参画センター（仮称）登録団体数	—	—	1 団体	30 団体
自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	—	9.7% (参考値)	30.0%

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

評価 基本方針	H30 年度				R 元年度				実施担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1) 働く場における男女共同参画の推進	1	4	1	2	2	4	2	0	8
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	0	3	1	3	0	4	2	1	7
(3) 女性の能力発揮に対する支援	4	3	2	2	4	3	3	1	11
(4) 地域活動等における男女共同参画の推進	3	4	0	0	1	6	0	0	7

〔評価〕A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

○女性の職業生活における活躍推進に積極的に取り組む事業者と「女性の活躍の推進に関する協定」を締結するとともに、女性が仕事を通じて活躍できる職場づくりに必要な経費の一部を補助するなど、職場における女性活躍の推進を支援した。

- 女性農業者の組織「丹波根っこの会」が発足。会員同士の情報交流、特産物のPR活動・販売活動としてマルシェの開催や他地域の女性農業者との交流会を実施し、女性農業者の活躍を支援した。
- 「丹波市審議会等の委員への女性登用推進要領」に基づき、審議会等を設置又委員の改選を行う際に、女性の登用割合が35%を下回らないように事前協議による確認を行い、審議会等委員への女性の登用を推進した。
- 女性職員の意識啓発と実践の機会となる「たんば職員チャレンジ・プログラム」やキャリアアップ研修を実施した。
- 「チャレンジ相談」や「働き方セミナー」を実施し、女性の就業に関する学習機会の提供を行った。
- 就職面接会に参加し、福祉人材バンクへの登録推進や福祉人材支援補助金制度について周知を行い、女性有資格者の活躍を支援した。
- 子育て学習センターを巡回し、子育て中の保護者を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を実施し、就業支援に取り組んだ。
- 起業をめざす市民を支援する「Bizステーションたんば」において、専門家による相談やアドバイス、起業後のフォローアップを実施した。
- 市内で活躍する先輩女性の話を聴き、自分のキャリアについて考える「たんばの女性☆応援カフェ」を実施し、人材育成を図った。
- 男女共同参画推進員研修会や3市連携互近助サミットにおいて、女性の活躍の好事例について紹介するとともに、自治協議会のあり方懇話会では、女性や若者が参画しやすい組織を目指すとした。
- 市民活動の拠点となる「市民活動支援センター」を開設し、専門的な相談や支援を行った。
- 言語の障壁等で生活に支障をきたしている在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳などの生活支援を実施した。
- いきいき百歳体操や有償ボランティア（くらし応援隊）の活動を担う人材の育成に取り組んだ。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- 男女共同参画センターの認知度について、「機能を良く知っている」「大体知っている」は19.3%であった。約過半数(42.5%)が「言葉は聞いたことがある」の認知層であり、多様な相談対応や専門性ある講座・セミナーを開催し、センターの役割を浸透させ、この層の認知度が進むよう取り組む。

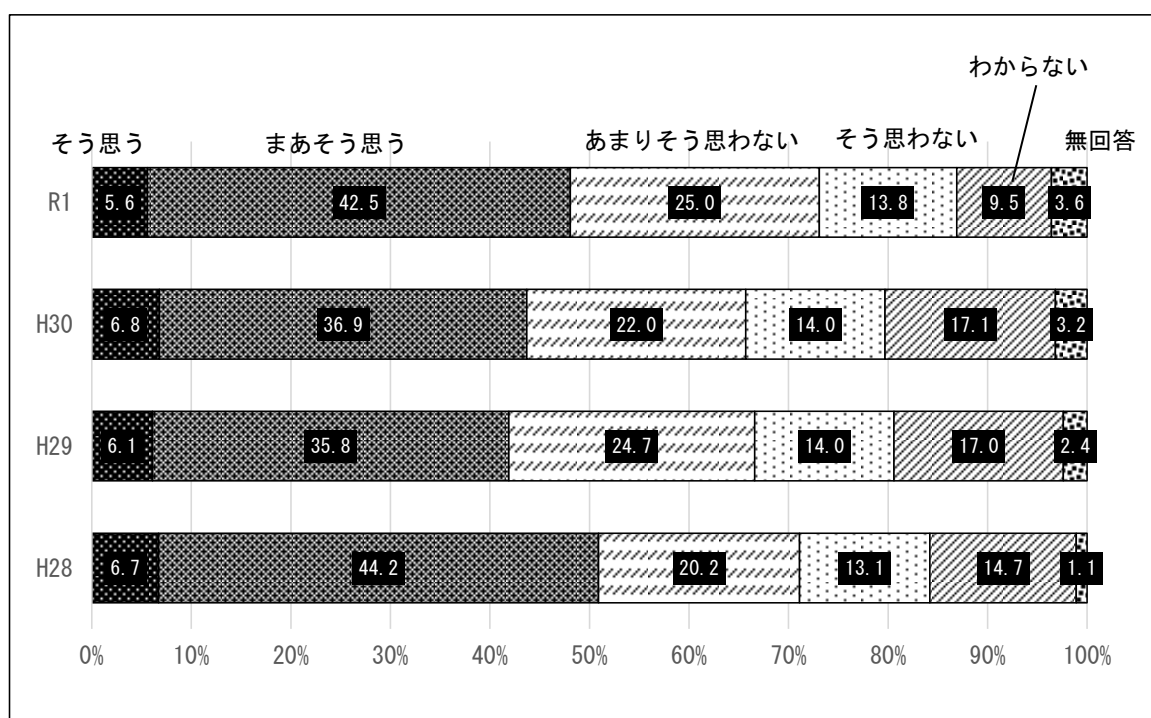
- 女性の活躍推進に関する協定締結事業所数は、R元年度分は15事業所（累計50事業所）と目標数値は毎年度達成しているが、職場における女性活躍の推進の視点は重要であり、今後も引き続き制度の周知に努め意識啓発に取り組む。
- 審議会等への女性登用について、前年度比0.8ポイント上昇したが、目標値35%には約10%の開きがある。全庁的に女性登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
- 「農業委員会だより」の取材等で、農業委員会委員や事務局職員が女性農業者に積極的にアプローチすることで、女性農業者の農業委員会活動への理解と参加意欲を高めていく。
- 市役所女性職員の管理職昇任試験の受験者が増加するよう昇任試験の在り方を検討する。引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図る。
- 市民プラザ登録団体59団体の内、主に男女共同参画分野をテーマに活動する団体は1団体である。制度の周知を図り、センター活用を促進するとともに、市民活動支援センターと連携しながら、団体・グループの活動支援を進める。
- 地域活動における男女の平等感について、R元年度は参考値であるが、「平等」と考える割合は9.7%で計画策定時より低下している。70.9%が「男性の方が優遇されている」と考えており、地域活動においても、市民感覚では依然男性中心の構造にあると捉えられている。研修会等を開催し、意識改革と女性役員の登用推進など、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるよう支援する。

基本目標 3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

男女がともに「働くこと」の価値観を見直し、仕事、家事、育児、介護、地域活動など、職場や家庭、地域でそれぞれの力を発揮できるよう、意識改革と制度整備の両面から取組を進め、仕事と生活の調和が図れる環境づくりを目指します。

【基礎データ】

ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える割合（経年比較）



（資料）市民意識アンケート

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28 年度)	実績値		数値目標 (R 4 年度)
		(H30 年度)	(R 元年度)	
ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	—	—	40.0%
ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	43.7%	48.1%	60.0% (R 元年度)
週労働時間 60 時間以上の労働者の割合	11.1%	—	—	5.0%
市役所における男性育児休業取得率	0%	0%	0%	10.0% (R 2 年度)
市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	48.5%	49.6%	40.0%

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

基本方針 評価	H30 年度				R 元年度				実施担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた意識改革	1	4	1	3	1	7	0	1	9
(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に向けた環境整備の促進	9	2	1	2	10	1	2	1	14

[評価] A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

○男女共同参画センターだよりに、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての専門家による寄稿文を掲載し、周知・啓発した。

○子育て世代の男性（父親）を主な対象とした講座や研修会を開催し、家庭や育児への男性の参画促進の意識醸成を図った。

○市役所においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「働き方改革研修」の実施やパソコンの「画面ロックシステム」の導入、ノー残業デーの推奨などにより、深夜残業の抑制とサービス残業の減少に向けて取り組んだ。

○4～9月は、国の示す保育料基準額から全体で5割軽減を実施した。また、ひとり親世帯や多子世帯等を対象に軽減を実施した。さらに10月からは、3～5歳児を対象に無償化を実施した。

○多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、一時預かり保育、病児保育、特別支援保育等を実施したり、アフタースクール事業（市内23か所）やファミリー・サポートセンター事業を実施し、子育てと仕事の両立を支援した。また、新たに市民プラザ内に、一時預かり事業所が開設された。

○市内6か所の子育て学習センターでは、子育て相談やグループ育成、家庭教育講座等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

○「ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人」の割合は48.1%と、前年より4.4ポイント高くなっており、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりが進みつつあるが、目標値（R元年度60%）には達しなかった。R4年度に60.0%と目標を再設定し（第2期丹の里創生総合戦略：R6年度63.0%）、取組をさらに進める。

○R22 年以降、市役所における男性職員の育児休業取得者がいない。育児休暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発を図る。

○子育て施策の満足度について、新たに、総合計画（後期基本計画）では、H30 年度の実績値から、10%、多くの者の満足度を上げることを目標（R 6 年度 59%）に掲げており、これに向けて、子育て世代のニーズを満たす施策を推進していく必要がある。

基本目標 4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

DVや各種ハラスメントなどあらゆる暴力の根絶のほか、生涯にわたる心身両面での健康づくりへの支援を行い、男女がともに互いの人権を尊重し、健やかに安心して暮らせる社会づくりを目指します。

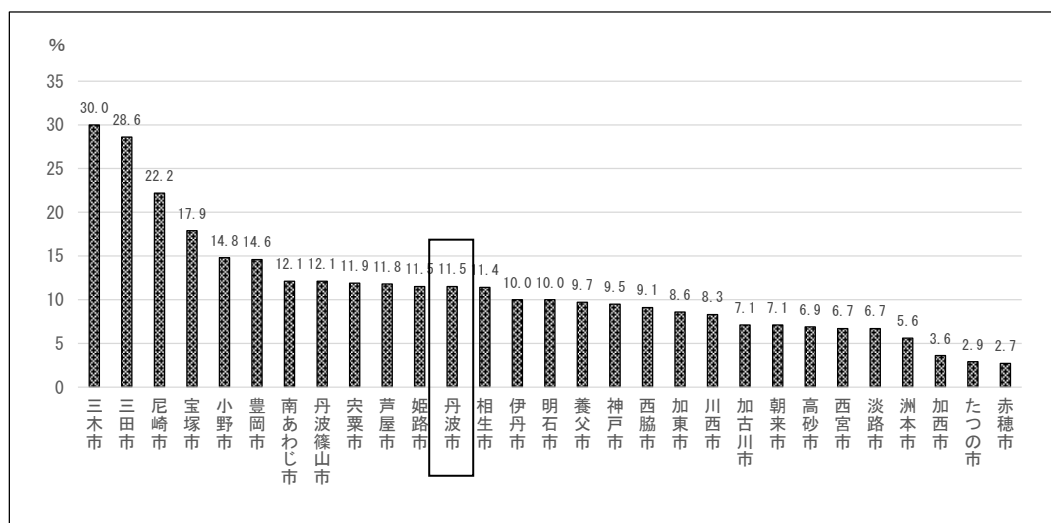
【基礎データ】

DV相談件数

	H28	H29	H30	R1
相談者数	5	19	15	24
来所	3	2	1	7
電話	2	3	2	4
その他	0	14	12	13
延べ相談回数	40	29	41	48
訪問	8	3	11	6
来所	13	6	7	6
電話	17	5	11	23
その他	2	15	12	13

（資料）丹波市調べ

防災会議への女性の登用状況（兵庫県内の市）



（資料）「令和元年度 ひょうごの男女共同参画」より

【数値目標】

設定する数値目標	計画策定時の値 (H28 年度)	実績値		数値目標 (R 4 年度)
		(H30 年度)	(R 元年度)	
D V被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	—	—	70.0%
D Vを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	—	—	80.0%
住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている人の割合	28.9%	30.3%	30.6%	55.0% (R 元年度)
子宮頸がん検診受診率(20～69才までを対象)	20.0%	18.8%	36.9%	50.0% (R 7 年度)
乳がん検診受診率(40～69 才までを対象)	14.4%	20.0%	45.5%	60.0% (R 7 年度)
女性消防団員数	10 人 (H29 年度)	10 人	11 人	15 人

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載している。

【自己評価】

基本方針 評価	H30 年度				R 元年度				実施担当課数 (各年度)
	A	B	C	D	A	B	C	D	
(1) あらゆる暴力の防止と根絶	4	7	0	0	6	5	0	0	11
(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	8	16	2	0	11	14	1	0	26
(3) 生涯にわたる健康づくり支援	0	2	0	0	0	2	0	0	2
(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	1	2	3	1	1	3	2	1	7

〔評価〕A：実施済みで十分に成果を上げている。

B：実施済みである程度成果を上げている。

C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。D：未着手又は実施が困難な状況であった。

【主な取組状況】

○警察や関係機関と連携を図り、適切に被害者相談対応を行った。(R 元年度は一時保護はなし。) また、庁内連携会議を開催し、D V被害者支援に対する知識を深めるとともに、関係課が連携し各種施策に取り組んだ。

- DV被害者の相談窓口として、R2年4月から配偶者暴力相談支援センターの設置を行った。
- 国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）」の期間を中心に、DV防止の啓発展示やDV啓発ワークショップの開催、FMラジオでの啓発番組放送など、市民や地域等への普及啓発活動を積極的に行った。
- 市内の中学生に対しデートDVについての理解を深める授業や啓発を行った。
- 児童虐待について、家庭児童相談員を配置し、川西こども家庭センター等の関係機関と連携を図り、養育不安等のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行った。また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関で情報共有と包括的な支援に取り組むとともに、リーフレットや啓発ミニカードを作成・配布し、相談機関の周知を図った。
- ひとり親家庭や高齢者、障がい者等困難な立場に置かれている方が安心して暮らせるように、相談体制の充実や各種支援に取り組んだ。
- 性的マイノリティについて理解を深める人権講演会を開催するとともに、広報紙やFMラジオで情報を発信し、市民へ意識啓発を図った。市内小・中学校において、性教育授業の中で性的マイノリティについて説明、啓発を行った。
- 健康たんば21に基づき、心のケア相談や各種健康検診・保健指導を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援した。
- 子育て世代包括支援センターを中心に、保健師や助産師、心理士などによる相談など、妊娠期から子育て期までの継続した支援を実施した。
- 女性消防団が広報パトロールや各種防災活動へ参加し、女性の防災意識の向上を図った。

【数値目標達成に向けた課題と今後の方向性】

- R2年4月に開設された丹波市配偶者暴力相談支援センターがDV相談の窓口であることの周知を図り、DVに関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、関係機関との連携を図り適切な支援を行う。
- 気軽に相談できる環境のひとつとして、市内社会福祉法人の事業所に設置していただいている「よろずおせっかい相談所」を市民が相談できる場所として機能させる。
- がん検診受診率の向上に向けては、広報紙やホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。また乳がん検診では、ジャパン・マンモグラフィ・サンデーへの参加で、日曜日に検診を実施し、平日受診できない方を支援する。
- 女性消防団員の活動内容等を広報紙等で紹介し、新規女性団員の確保に努める。



3 数値目標の実績値一覧

基本目標		No	設定する数値目標	計画策定時の値 (H28年度)	実績値		数値目標 (R 4年度)	【改定】 数値目標 (R 4年度)	出所(担当課)	目標達成に向けた課題と今後の方向性
					(H30年度)	(R元年度)				
1	男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	—	8.0% (参考値)	30.0%		H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター） R元年度値：生涯学習活動に関するアンケート（人権啓発センター）	R元年度は参考値であるが、「平等」と考える割合は8.0%で計画策定時より低下している。69.2%が「男性の方が優遇されている」と考えており、圧倒的に「男性優遇」と感じている人が多い。性別による差別的取扱いを受けることがないよう、積極的な意識改革を引き続き推進する。
		2	固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	—	66.2% (参考値)	60.0%		H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター） R元年度値：市民意識アンケート（人権啓発センター）	R元年度は参考値であるが、「賛成」の割合が18.5%、「反対」の割合が66.2%であり、「反対」のほうが47.7ポイント上回っている。しかし、属性でみると、男性・高齢層に賛成の割合が高いことから、引き続き積極的な意識改革を推進する。
		3	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	21.7%	17.4%	60.0% (R元年度)	30.0%	人権啓発センター調べ	H28年度以降20%前後で推移し、総合計画の目標値60%（R元年度）が未達成となった。支援メニューを検討し、推進員との連携を図り、活動割合が増加するよう取り組みを進める。
		4	学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	13.8%	12.1%	16.0% (R 2年度)		兵庫県教育委員会（学校教育課）	女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にある。しかしながら、教職員の男女比に鑑みると、女性管理職比は12.1%という現状にあり、今後、一層推進していく必要がある。
2	あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	5	男女共同参画センター（仮称）の名称も機能も知っている人の割合	—	—	19.3%	30.0%		R元年度値：生涯学習活動に関するアンケート（人権啓発センター）	「機能を良く知っている」「大体知っている」の割合は19.3%であった。多様な相談対応や専門性ある講座・セミナーを開催し、さらにセンターの役割を浸透させる。
		6	女性の活躍推進に関する協定締結事業所数（累計）	17事業所 (H29年度)	35事業所	50事業所	60事業所		新産業創造課調べ	R元年度分は15事業所（累計50事業所）と目標数値は毎年度達成しているが、職場における女性活躍の推進の視点は重要であり、今後も引き続き制度の周知に努め意識啓発に取り組む。
		7	審議会等委員の女性割合	25.1% (H29年度)	24.9%	25.7%	35.0%		人権啓発センター調べ	前年度比0.8ポイント上昇したが、目標値には約10%の開きがある。全庁的に女性登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
		8	女性農業委員数	1人 (H29年度)	1人	1人	3人		農業委員会調べ	「農業委員会だより」の取材等で、農業委員会委員や事務局職員が女性農業者に積極的にアプローチすることで、女性農業者の農業委員会活動への理解と参加意欲を高めていく。
		9	市役所職員の女性管理職割合	9.4% (H29年度)	10.6%	10.1%	15.3%		職員課調べ	女性職員の管理職昇任試験の受験者が増加するよう昇任試験の在り方を検討する。引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図る。
		10	男女共同参画センター（仮称）登録団体数	—	—	1団体	30団体		人権啓発センター調べ	市民プラザ登録団体59団体の内、主に男女共同参画分野をテーマに活動する団体は1団体である。制度の周知を図り、センター活用を促進するとともに、市民活動支援センターと連携しながら、団体・グループの活動支援を進める。
		11	自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	—	9.7% (参考値)	30.0%		H28年度値：丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター） R元年度値：生涯学習活動に関するアンケート（人権啓発センター）	R元年度は参考値であるが、「平等」と考える割合は9.7%で計画策定時より低下している。70.9%が「男性の方が優遇されている」と考えており、地域活動においても、市民感覚では依然男性中心の構造にあると捉えられている。研修会等を開催し、意識改革と女性役員の登用推進など、多様な人材が地域活動に参画し活躍できるよう支援する。

基本目標		No	設定する数値目標	計画策定時の値 (H28年度)	実績値		数値目標 (R 4 年度)	【改定】 数値目標 (R 4 年度)	出所(担当課)	目標達成に向けた課題と今後の方向性
					(H30年度)	(R 元年度)				
3	仕事と生活の調和が図れる環境づくり	12	ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	—	—	40.0%		丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	—
		13	ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	43.7%	48.1%	60.0% (R 元年度)	60.0%	市民意識アンケート（人権啓発センター）	前年より4.4ポイント高くなっており、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の高まりが進みつつあるが、目標値（R 元年度60%）には達しなかった。R 4 年度に60.0%目標を再設定し（第2期丹の里創生総合戦略：R 6 年度63.0%）、取組をさらに進める。
		14	週労働時間60時間以上の労働者の割合	11.1%	—	—	5.0%		丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	—
		15	市役所における男性育児休業取得率	0%	0%	0%	10.0% (R 元年度)	5.0% (R 3 年度)	職員課調べ	H22年以降、男性の育児休業取得者がいない。育児休暇を取得しやすい職場環境の整備、職員の意識啓発を図る。
		16	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	48.5%	49.6%	40.0%	55.0%	子育て支援課調べ	総合計画（後期基本計画）では、H30年度の実績値から、10%、多くの者の満足度を上げることを目標（R 6 年度59%）に掲げており、これに向けて、子育て世代のニーズを満たす施策を推進していく必要がある。
4	健やかに安心して暮らせる社会づくり	17	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	—	—	70.0%		丹波市男女共同参画市民意識調査（人権啓発センター）	—
		18	DVを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	—	—	80.0%			—
		19	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	28.9%	30.3%	30.6%	55.0% (R 元年度)	42.0%	市民意識アンケート（介護保険課）	気軽に相談できる環境のひとつとして、市内社会福祉法人の事業所に設置していただいている「よろずおせっかい相談所」を市民が相談できる場所として機能させる。
		20	子宮頸がん検診受診率（20～69才までを対象）	20.0%	18.8%	36.9%	50.0% (R 7 年度)		健康課調べ	丹波市広報、ホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。
		21	乳がん検診受診率（40～69才までを対象）	14.4%	20.0%	45.5%	60.0% (R 7 年度)			広報紙やホームページでの受診勧奨、節目年齢で未受診者に対しては年度途中に受診勧奨する。ジャパン・マンモグラフィ・サンデーへの参加で、日曜日に乳がん検診を実施し、平日受診できない方を支援する。
		22	女性消防団員数	10人 (H29年度)	10人	11人	15人		くらしの安全課調べ	女性消防団員の活動内容等を広報紙等で紹介し、新規女性団員の確保に努める。

※市の他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値目標を記載している。それぞれの計画の見直しに併せて、数値目標を改定する。数値目標がR元年度までのものは、改定後の数値目標を記載した。
※「女性の活躍推進に関する協定締結事業所数」の計画策定時の値（H29年度）について、計画書では「10事業所」と記載していたが、「17事業所」であったことが判明し、訂正する。
※R元年度の実績値のうち、「参考値」の表記は、R元年度の実績値を得た調査（市民意識アンケート、生涯学習活動アンケート）は、計画策定時（H28）に実施した丹波市男女共同参画市民意識調査と調査概要（調査対象の抽出や集計方法）が異なることから、両実績値を経年比較する場合は、R元年度の実績値を「参考値」としている。（5頁参照）

4 自己評価一覧（体系別による施策数）

基本目標	基本方針	推進項目	施策数	R1担当 課数	H30 評価別実施数				R1 評価別施策数			
					A	B	C	D	A	B	C	D
1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	(1) 男女共同参画に対する意識の定着	① 意識改革のための広報・啓発の推進	2	2		2			2			
		② 男女共同参画に関する情報提供の充実	1	2		2			1	1		
		③ 固定的性別役割分担意識の解消	2	2	1		1		1	1		
		④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援（※注）	2	3		3	4	1			3	
	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	① 男女共同参画に関する教育の充実	2	2	1	1				2		
		② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1	1		1				1		
		③ 教職員に対する研修の充実	1	1		1				1		
	(3) 推進体制の整備	① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定	2	2	1	1			2			
		② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備	1	1	1				1			
2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	(1) 働く場における男女共同参画の推進	① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	5	6	1	3	1	1	1	3	2	
		② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進	2	2		1		1	1	1		
	(2) 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会等委員への女性の積極的登用	2	3		1		2		1	1	1
		② 市役所管理職への女性職員の登用促進	2	2		1	1			2		
		③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進	1	2		1		1		1	1	
	(3) 女性の能力発揮に対する支援	① 継続就業・再就業・起業に対する支援	6	7	3	2	1	1	4	1	2	
		② 女性リーダーの育成	2	3	1		1	1		1	1	1
		③ 女性のネットワークづくりへの支援	1	1		1				1		
	(4) 地域活動等における男女共同参画の推進	① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり	1	2		2				2		
		② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援	5	5	3	2			1	4		
3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり	(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革	① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進	2	4		2		2		4		
		② 男性の家事・育児・介護への参画促進	3	5	1	2	1	1	1	3		1
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進	① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進	2	3		1	1	1		1	1	1
		② 多様な働き方に対する支援	2	2	1			1	1		1	
		③ 子育て・介護支援の充実	9	9	8	1			9			
4 健やかに安心して暮らせる社会づくり	(1) あらゆる暴力の防止と根絶	① DV対策の推進	6	6	2	4			4	2		
		② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進	1	1		1				1		
		③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進	4	4	2	2			2	2		
	(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり	7	7	2	5			2	5		
		② ひとり親家庭等への支援の充実	9	9	5	4			6	3		
		③ 各種相談体制の充実	6	6	1	3	2		1	4	1	
		④ 性的マイノリティに関する理解の促進	4	4		4			2	2		
	(3) 生涯にわたる健康づくり支援	① 男女の心身の健康保持・増進への支援	1	1		1				1		
		② 妊娠・出産等に関する支援の充実	1	1		1				1		
	(4) 防災・防犯分野における男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進	7	7	1	2	3	1	1	3	2	1
			105	118	35	58	16	14	43	55	15	5

【評価】 A：実施済みで十分に成果を上げている。 B：実施済みである程度成果を上げている。
C：実施済みであるが、あまり成果が上がっていない。 D：未着手又は実施が困難な状況であった。

※注：推進項目「自治会男女共同参画推進員の活動支援」の担当課数は、H30年度は「8」であったが、業務集約により、R1年度は「3」となった。（20頁参照）

第2部 施策の実施状況

施策の実施状況

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

■基本方針（1） 男女共同参画に対する意識の定着

▲推進項目① 意識改革のための広報・啓発の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	あらゆる機会を通じた意識啓発	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、男女共同参画に関する広報・啓発を行います。	人権啓発センター	関連する運動週間に合わせ、重点的に広報を行った。 ・男女共同参画週間（6/23-29）：男女共同参画講演会の実施 ・女性に対する暴力をなくす運動推進期間（11/12-25）：パープルリボン運動（展示）の実施、ワークショップの実施 ・人権週間（12/4-10）：イラストパネルなるほどジェンダー展の実施	様々な機会を通じ、広く啓発を行うことができた。	B	A	理解促進のため、あらゆる機会を通じて、引き続き啓発する。
2	男女共同参画に関する情報紙や広報紙等による啓発	広報紙やホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民の理解促進を図るとともに、情報紙を作成します。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設を契機に新たに「男女共同参画センターだより」の発行を開始した。 ・Vol. 1（11月発行）22,000部 ・Vol. 2（3月発行）2,000部 広報紙やウェブサイト・SNS、防災行政無線、FMラジオ等を活用し、随時情報を発信した。 ・広報紙掲載7回（H30年度：3回） ・FMラジオ放送8回（H30年度：5回）	新たに、市民プラザウェブサイトでの発信、「男女共同参画センターだより」の発行により、より多くの媒体による啓発ができた。	B	A	男女共同参画センターの開設に当たり、その機能や役割などについて広く広報した。さらに、センターの認知度が高まり、利用促進となるよう広報に努める。センターだよりは、身近で具体的な内容を提供するなど、分かりやすい紙面となるよう内容を工夫し、充実を図る。

▲推進項目② 男女共同参画に関する情報提供の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関する図書・資料の収集、貸出を行うとともに、情報提供を行います。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設にあわせ、男女共同参画に関する図書を設置し、閲覧・貸出できるよう整えた。また、所蔵図書について広報する「図書コーナーからのお知らせ」を2回発行した。 ・蔵書数（R 2年3月末） 162冊 さらに、男女共同参画に関する新聞切抜き・雑誌・行政資料なども合わせて配架した。 また、引き続き、コモレー丹波の森内に、丹波市男女共同参画情報コーナーを設置し、市民に情報提供を行った。	話題書だけでなく、女性の生き方や働き方、性差別の問題、男性問題など、一般図書館とは少し異なる視点での選書を行い、登録者数18人、貸出冊数54冊と情報提供が図れた。	B	A	引き続き、蔵書・資料の充実に努めるとともに、「図書コーナーからのお知らせ」の発行や男女共同参画を身近に感じてもらうテーマに添った図書を展示する企画展を行い、利用増加を図る。
			中央図書館	中央図書館に「男女共同参画を考える」と題した展示コーナーを通年設置し、市民に図書の貸出を行った。	コーナーの設置により、多くの利用者に男女共同参画について、関心を持ってもらうことができた。	B	B	中央館で通年開設していた男女共同参画コーナーの展示ができなくなったことから、男女共同参画週間等において、期間を限定して市民に様々な情報を提供するコーナーを設置する必要がある。また、図書の展示だけでなく、パンフレットや情報誌を含めた情報提供ができる展示コーナーの設置を計画する。

▲推進項目③ 固定的性別役割分担意識の解消

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	男女共同参画講演会や講座等の開催	固定的性別役割分担意識の解消や、しきたり、慣行に対する意識改革を進めるため、男女共同参画講演会や講座等を開催します。	人権啓発センター	講演会の開催 ・男女共同参画講演会（6/25） 参加者数：251人（H30年度 250人） ・男女共同参画センター開設記念講演会（10/20） 参加者数：154人 講座等の開催 ・パープルリボンワークショップ（12/4） 参加者数：10人	継続事業に加え、センター開設により、新規事業を実施し、概ね高い満足度が得られた（アンケート結果）。	A	A	アンケートや統計データ等により市民のニーズを予測・把握した講演会や講座等を企画実行する。
2	地域や職場における男女共同参画についての学習機会の提供	地域や職場における男女共同参画研修会の開催を支援し、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	人権啓発センター	自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対して補助金を交付し、研修会等の開催に支援を行った。 ・補助金交付団体数：12団体（H30年度：13団体） また、職場における人権学習の取組に対し、研修講師を派遣する制度（費用は市負担）について、広報周知を行った。 ・企業人権学習会：3事業所（H30年度：活用なし）	補助金を活用し新たに取組を行った団体があった。	C	B	引き続き補助金制度や講師派遣制度の周知を図る。

▲推進項目④ 自治会男女共同参画推進員の活動支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	令和元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	自治会における男女共同参画の 取組支援	自治会男女共同参画推進員研修会の内容の充実を図るとともに、活動事例の紹介や情報提供を行います。	人権啓発センター	推進員の役割や地域での推進方法、男女共同参画の基本的知識を学ぶ男女共同参画推進員研修会を行った。また、推進員に男女共同参画活動報告書を配布した。 ・男女共同参画推進員設置自治会 282自治会(設置率94.3%) 397人 [H30年度:285自治会, 設置率95.3%, 391人] ・男女共同参画推進員研修会参加者 108人(出席率 27.2%) [H30年度:114人(出席率29.2%)] ・男女共同参画に関する取組を行った自治会数 56自治会、実施率17.4% [H30年度:65自治会、実施率21.7%]	設置率は引き続き高水準となっているが、実施率は前年比減となった。	C	C	実施率は、数値目標（毎年6%増でR元年度に60%）未達成となった。「地域で男女共同参画を推進する方法が分からない」という悩みの声があることから、引き続き、推進員の役割説明や取組事例の紹介、学習機会の提供を図るとともに、地域活動への支援メニュー（各種情報提供、出前講座等）を検討、作成し、推進員との連携を図る。
		自治会が取り組む男女共同参画の啓発、学習、活動に対して、補助金を交付するとともに、講師の紹介や学習資料を提供します。	人権啓発センター	自治協議会や自治会等が実施する学習活動や啓発活動に対して補助金を交付した。 ・上限30,000円 ・交付団体数 12団体 (H30年度:13団体)	補助金の利用マニュアル修正やQ&Aを作成し、制度の周知に努めたが、利用団体が12団体（他にコロナの影響で事業中止1団体あり）と、前年比減となった。	C	C	補助制度を活用し新たに学習や啓発活動に取り組む団体もあるが、地域等における活動が十分進んでいるとはいえない。（理由:進め方が分からない、日程の確保が難しい、参加者が少ない等） 地域活動への支援メニュー（各種情報提供、出前講座等）を検討、作成し、推進員との連携を図る。
		市民活動課 (R2より業務集約)	・自治会の住民人権学習会において、男女共同参画をテーマとして実施した数は、48/299自治会で、市内自治会数の約16.0%の実施率であった。 ・現代的な課題に関する学習活動として、男女共同参画を取り扱った自治会は、38/299自治会で、市内自治会数の約12.7%の実施率であった。	自治会が抱える課題が多く、男女共同参画に十分に取組めていないのが現状である。	柏原支所B 氷上支所B 青垣支所D 春日支所B 山南支所C 市島支所C	C	自治会における活動において、女性の参加率が低いのが現状である。女性の参加率を上げるためにも、積極的に女性の意見を取り入れる必要がある。女性役員の登用等についても積極的に促していく必要がある。	

■基本方針（2） 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

▲推進項目① 男女共同参画に関する教育の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	道徳教育・人権教育の充実	小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用し、お互いを認め合い、個性や能力を発揮できる生き方についての教育を推進します。	学校教育課	「特別の教科 道徳」において、性別にかかわらず、男女が社会の対等な存在として多様な生き方を認め合う教材を用いて学習した。 兵庫版道徳教育副読本を小・中全29校で活用した。	教材を通して、男女の平等、多様性の尊重、相互理解について考える機会となった。	B	B	小・中学校で道徳が「特別の教科」になった。性別にかかわらず、個人を尊重し、相互理解と協働する態度を養うため、男女共同参画の視点に立った授業づくりを推進していく必要がある。
2	男女共同参画の視点に立った学校運営	性別にかかわらず、幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。	学校教育課	管理職登用促進のスクールリーダー研修会を管理職試験希望者だけでなく、校内の中核をなすミドルリーダー世代も参加対象とし、年間3回実施した。R 2年度登用管理職選考試験受験者に占める女性の割合： 18.2％ （R 元年度登用試験：21.9％）	参加対象を広げることで女性教職員の研修会への参加者は増加した。	A	B	女性管理職が学校管理者として勤務する割合は、近年増加傾向にある。しかしながら、教職員の男女比に鑑みると、女性管理職の割合は12.1％という現状にあり、今後、一層推進していく必要がある。

▲推進項目② 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進	道徳、トライやる・ウィーク、進路指導の中で、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にしたキャリア教育を推進します。	学校教育課	トライやる・ウィーク事前指導実施校（全中学校100%）。 進路指導の中で、自分らしい生き方を考えるキャリア教育の実施（全中学校100%）。	各自の興味や関心に応じた体験活動場所の選択や、進路選択を実現することができた。	B	B	性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にしたキャリア教育について、小学校から高等学校までの12年間を通して推進していく必要がある。

▲推進項目③ 教職員に対する研修の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	教職員研修等の充実	共生社会の実現に向けて、人権課題をテーマにした研修を行い、指導に役立つ知見を得る機会とします。また、教職員の働き方の見直しを進める中で、男女共同参画意識の高揚に努めます。	学校教育課	丹波市立学校業務改善計画をもとに、各校ではライフワークバランスや、働き方改革を図りながら、男女共同参画意識の向上を図るための研修等の取組を充実させた。	全教職員が人権課題について考える機会を持つことにより、人権意識の向上が図れた。男女共同参画への意識も徐々に高まっている。	B	B	働き方改革を一層推進し、女性が働きやすい職場づくりをすすめるとともに、研修会等により自己を分析・確認する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。

■基本方針（3） 推進体制の整備

▲推進項目① 男女共同参画の実現に向けた条例の制定

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		成果	評価	
1	男女共同参画を推進するための条例の制定	男女共同参画社会づくりの推進に向けた市の姿勢を示し、市民、事業者、団体、行政の協働による男女共同参画を推進するための条例を制定します。	人権啓発センター	H31年4月1日に丹波市男女共同参画推進条例を施行済み。条例内容を紹介するリーフレットを作成・配布したり（推進員・学校・事業所等）、広報紙や商工会FAXレターなどに掲載したりし、条例制定の周知を行った。	市民・市民団体・事業所・教育関係者等へ条例制定の周知が図れた。	A	A	引き続き、今後も、あらゆる機会を通じ、本条例について広く周知を図る。
2	男女共同参画を推進する庁内推進体制の整備	丹波市男女共同参画推進本部会議を開催し、本計画の着実な実行と目標達成に取り組めます。また、男女共同参画に関する施策の実施状況を公表します。	人権啓発センター	第3次計画に基づくH30年度各施策の進捗状況及び自己評価について、丹波市男女共同参画推進本部会議において検証し、「平成30年度年次報告書」としてとりまとめ、その内容を、丹波市男女共同参画審議会へ報告・意見聴取し、公表した。	条例に基づき、施策の実施状況を取りまとめた年次報告を作成し、公表した。	B	A	引き続き、施策の実施状況を調査、検証し、また審議会から意見を聴取し、次年度へ繋げていく。

▲推進項目② 男女共同参画を推進する拠点施設の整備

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	男女共同参画を推進する拠点施設の整備と利用促進	男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点となる男女共同参画センター（仮称）を整備し、相談や情報提供、交流などにより、男女共同参画の具体的な取組を進めます。	人権啓発センター	R 元年10月に男女共同参画社会を実現するための活動拠点として、男女共同参画センターを開設した。 ・男女共同参画センター来館者数 383人 〔参考：市民プラザ全体来館者数7,792人〕 情報紙「男女共同参画センターだより」創刊号に、センターの役割や機能についての記事を掲載し、市内に全戸配布した。	センターを含む市民プラザ開設を周知する「市民プラザオープニング行事(10/20)」に約500名の参加者があり、センター開設を市民に周知することができた。	A	A	引き続き、センターの役割や機能について積極的に情報発信するとともに、アンケートや統計データ、インタビュー等により市民や事業者等のニーズを予測・把握し、企画の「意図」、「目的」を明確にさせたセンター事業に取り組み、利用の促進を図る。

基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

■基本方針（1）働く場における男女共同参画の推進

▲推進項目① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		成果	評価	
1	雇用の場における男女平等の推進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設後は、図書・情報コーナーやウェブサイトで、随時情報を発信した。また、施設内に、ハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者及び事業所への情報提供に少しずつではあるが取組を進めることができた。	D	C	引き続き、関連機関と連携し、情報提供に努める。
			新産業創造課	商工会、ハローワークと連携し、労働雇用に関する説明会などの機会にチラシを配布するなど事業者への啓発活動に取り組んだ。	参加事業者に対しての意識啓発につながった。	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後も効果的な機会をみつけて取り組んでいく。
2	入札参加資格者審査における「男女共同参画」加点制度の導入検討	建設工事入札参加資格者審査の主観数値に係る項目に「男女共同参画の推進」を設け、男女共同参画を進める事業所を支援します。	入札検査室	H30年度に「丹波市建設工事入札参加資格者に係る資格格付要領」において、「男女共同参画社会づくり制度」の項目を追加する改正を行った。	R 元年～2年度の競争入札参加資格申請において、男女共同参画を進める事業所に主観点数の加点を行うことにより、取り組みへの推進を図った。	B	B	今後の申請手続きにおいても、制度の周知徹底を行い、「男女共同参画の推進」を図る。
3	女性の職業生活における活躍支援	女性の職業生活における活躍の推進に関する協定締結事業所が行う販売促進、事業規模拡大、従業員の福利厚生に寄与する設備投資に係る経費の一部を補助します。	新産業創造課	R 元年度において「女性の職業生活における活躍の推進に関する協定」を市と締結した事業所は、15社を数えた。	H30年度は18社と協定を締結しており、R元年度とあわせ計33社となった。	B	B	職場における女性活躍の推進の視点は重要であり、今後も引き続き制度の周知に努め意識啓発に取り組む。
		女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。	新産業創造課	R 元年度は、10社の制度活用があった。	少しずつではあるが周知が進んでいる。	C	C	今後更なる周知に取り組み、事業所の意識を啓発する必要がある。
		女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習をはじめ、従業員の技術、能力の向上を図ります。また、メンタルヘルス研修会やモチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。	新産業創造課	市内事業所における従業員の雇用安定に向けた支援において以下のとおり活用があった。 女性従業員対象教育訓練受講者数：512人 従業員対象教育訓練受講者数：93人 社内研修：27事業所	人材確保が困難になってきている現在、現従業員のスキルアップやモチベーションの維持は重要であり、有効に活用されている。	A	A	引き続き市内事業所の人材確保、育成の一環として同制度の活用の促進を図る。

▲推進項目② 農林・商工業等自営業に従事する女性の経営への参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	女性が働きやすい環境づくりの推進	農林業や商工業等の自営業に携わる女性 がその能力を発揮することができるよう、働きやすい環境づくりを支援します。	人権啓発センター	起業や継続雇用など働き方について相談する「チャレンジ相談」を開催。 ・チャレンジ相談（11/9、1/24） 参加者：6人（定員6人） 「たんばの女性☆応援カフェ」を開催。ゲストに農業兼パン屋を営む方をゲストを迎え、女性の活躍を応援するとともに、女性農業者・自営業者の活動情報を発信した。 ・第1回たんばの女性☆応援カフェ(2/29) 参加者：12人（定員10人）	チャレンジ相談では、現に従事されている方からの相談はなかった。直接的な支援ではないが、R元年度は、丹波市で活躍する農業者・自営（個人事業主）の方の情報が発信でき、この分野での魅力ある働き方を示すことができた。	D	B	女性が働く上での悩みや課題について相談にのる「チャレンジ相談」の実施などにより、引き続き支援を図る。
2	女性農業者等の活動支援	丹波市農村女性組織連絡会等と連携し、若手女性農業者や新規就農者に対する情報交換会等を行い、経営への参画促進や女性農業者の育成など女性農業者の活躍を支援します。	農業振興課	女性農業者の組織化の取組み ・組織の設立 9/6女性農業者組織「丹波 根っこの会」発足 ・活動内容 SNSを活用した会員同士の情報交換 マルシェへの参加、南あわじ市女性農業者との交流会の実施	「丹波 根っこの会」の発足により、地域農業をけん引する多様な「農」に関わる女性の繋がりを生み出し、女性農業者が互いに育む環境の整備が図れた。	B	A	組織が安定的に活動できるよう支援し、「丹波 根っこの会」の活動を通じて、職業として「農業」を選択する女性が増加するよう推進する。

■基本方針（2） 政策・方針決定過程への女性の参画促進

▲推進項目① 審議会等委員への女性の積極的登用

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		成果	評価	
1	審議会等委員への女性登用の促進	審議会等の委員への女性登用を積極的に推進するとともに、女性委員のいない審議会等を解消し、2022年度までに女性委員の登用率を35%にします。	人権啓発センター	「丹波市審議会等の委員への女性登用推進要領」に基づき、女性の登用を推進した。 登用率 H30 24.9% R 1 25.7% 女性委員のいない審議会等 H30 17機関（全体74機関） R 1 20機関（全体88機関）	委員への女性登用推進制度について、丹波市男女共同参画推進本部会議で依頼するとともに、制度資料を全庁送付した。 登用率は0.8ポイント上昇した。女性委員のいない審議会の解消については厳しい状況である。	B	B	引き続き、全庁的に目標値および女性委員の登用を周知するとともに、事前協議を徹底し、目標値に近づけるための努力を各所管課に促す。
2	農業委員会委員への女性登用の促進	地域農業の活性化のために女性が活躍できる環境づくりを進め、農業委員会への女性参画を促進します。	農業振興課	農業委員会の委員改選に伴い、女性農業者団体に応募の働きかけをおこなったが、R2年7月からの農業委員の任命に係る女性委員の登用は1名となった。	特記事項なし	D	C	女性農業者組織の活動支援を通じて、農業委員会の役割や女性農業委員の活動を周知することで次期農業委員会の参画意欲の高揚を図る。
			農業委員会事務局	「農業委員会だより」で市内で活躍する女性農業者を紹介するなどしたが、今年度からの新たな登用には繋がらなかった。	特記事項なし	D	D	「農業委員会だより」の取材等で、農業委員会委員や事務局職員が女性農業者に積極的にアプローチすることで、女性農業者の農業委員会活動への理解と参加意欲を高めていく。

▲推進項目② 市役所管理職への女性職員の登用促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	女性職員の職域の拡大と幅広い職務を経験できるよう配慮し、管理職昇任試験への積極的なチャレンジを促し、2022年度までに女性管理職の登用率15.3%を目指します。また、昇任への不安を払拭するため、昇任した管理職への指導、助言体制を確立します。	職員課	女性管理職登用率 目標11.7%／実績10.1%(▲1.6%) 女性監督職登用率 目標13.0%／実績13.4% (+0.4%) P C画面ロックシステムの導入による深夜勤務の制限やノー残業デーの推奨によりワーク・ライフ・バランスの促進を図るなど、男女を通じた働き方に対する意識改革を図った。	女性監督職の目標登用率は達成した。	C	B	管理監督職昇任試験の受験者が増加するよう昇任試験のあり方を検討する。 引き続き女性活躍の推進に向けての周知や意識啓発を図っていく。
2	女性職員の能力発揮と意識向上への支援	女性リーダー研修等への派遣や「たんば職員チャレンジ・プログラム」等の実施により、女性の能力発揮と意識向上を促進します。	職員課	兵庫県主催 女性リーダー研修への職員派遣（1人受講） 丹波市主催 たんば職員チャレンジ・プログラムによる研修を年8回開催した。 （合計延べ161人受講） キャリアアップ研修（23人受講）	受講者の個々の知識の習得、スキルアップに繋がっている。	B	B	引き続き女性活躍推進に向けて意識啓発と実践の機会となる研修への派遣や講座を開催する。

▲推進項目③ 事業所における方針決定過程への女性の参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		成果	評価	
1	関係団体と連携した啓発の充実	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、事業所に対して男女共同参画に関する情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行います。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設後は、図書・情報コーナーやウェブサイトで、随時情報を発信した。また、施設内に、ハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者及び事業所への情報提供に少しずつではあるが取組を進めることができた。	D	C	引き続き、関連機関と連携し、情報提供に努める。
			新産業創造課	商工会、ハローワークと連携し、労働雇用に関する説明会などの機会にチラシを配布するなど事業者への啓発活動に取り組んだ。	参加事業者に対しての意識啓発につながった。	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後も効果的な機会をみつけて取り組む。

■基本方針（3） 女性の能力発揮に対する支援

▲推進項目① 継続就業・再就業・起業に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		成果	評価	
1	継続就業を可能とする支援の充実	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児・介護休業法に基づく制度の整備等について周知・啓発を行います。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設後は、図書・情報コーナーやウェブサイトで、随時情報を発信した。また、施設内に、ハローワーク柏原による専用ラックを設け、情報提供を行った。	労働者及び事業所への情報提供に少しずつではあるが取組を進めることができた。	D	C	引き続き、関連機関と連携し、情報提供に努める。
			新産業創造課	商工会、ハローワークと連携し、労働雇用に関する説明会などの機会にチラシを配布するなど事業者への啓発活動に取り組んだ。	参加事業者に対しての意識啓発につながった。	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後も効果的な機会をみつけて取り組む。
		女性の職業生活における活躍の推進に取り組む市内中小企業者等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。【再掲】	新産業創造課	R 元年度は、10社の制度活用があった。	少しずつではあるが周知が進んでいる。	C	C	今後更なる周知に取組み、事業所の意識を啓発する必要がある。
2	女性の就業に関する学習機会の提供	女性の就業支援のノウハウや人脈等を有する民間団体との連携などにより、継続就業、再就業、起業等に必要な知識や技能を修得するためのセミナーを開催します。	人権啓発センター	再就職や起業、地域活動など新たに何かにチャレンジしようとする女性の悩み相談会「チャレンジ相談」を2回実施、また「働き方セミナー」を1回実施した。（いずれも、兵庫県男女共同参画センターと連携） ・チャレンジ相談（11/9、1/24） 参加者：6人（定員6人） ・働き方セミナー（9/4） 参加者：8人（定員8人）	アンケートから、高い満足度が得られ、起業や再就職、就業継続等を目指す女性の不安解消やライフキャリアを考える機会の提供となった。	A	A	再就職や起業等に対し、一定のニーズがあることから、引き続き、兵庫県男女共同参画センターと連携し、セミナーや講座を実施する。
3	福祉分野における女性有資格者の活躍支援	出産、子育て、介護等家庭の事情により離職中の女性有資格者を応援するため、女性有資格者福祉人材バンクが就職支援を行います。また、女性有資格者福祉人材バンクを通じて就職が決定した時に、就労準備のため費用を補助します。	社会福祉課	福祉人材就職面接会において制度周知を行うとともに、人材バンクへの登録を推進した。 ・就職面接会への参加回数 2回 ・人材バンク登録者数 5人（うち就職者数4人） ・就労準備金支給 3名（保育教諭）	就職面接会において、直接、制度説明を行うことができることは女性有資格者の支援につながっている。	B	A	様々な機会を利用して潜在的な有資格者への制度周知をさらに行う。
4	就職を希望する女性への情報提供と就業支援	丹(まごころ)ワークサポートたんばにおいて、あらゆる就職希望者に対し相談やセミナー、情報提供など、ワンストップサービスで支援します。	新産業創造課	H30年度に兵庫労働局と締結した雇用対策協定を基にハローワーク職員が子育て学習センターを巡回し、子育て中の女性男性を対象にした就職相談会「ハローワーキング」を新規事業として6回（各地域1回）実施した。	64名の職業相談があり、ハローワーク登録者が15名あった。	A	A	子育て学習センターを利用していない保護者もあるため、今後は市内認定こども園においてもハローワーキングの実施を検討し、利用者が利用しやすいしくみを構築し、さらに充実した就業支援に取り組む。
5	起業希望者に対する支援の充実	起業を希望する女性に対して、店舗改装や設備等の初期投資費用の一部を補助します。また、起業家支援窓口「たんばチャレンジカフェ」において、起業や第二創業に向けたセミナーの開催、専門家による相談、アドバイスの実施や起業後のフォローアップを行います。	新産業創造課	Bizステーションたんば相談件数：延べ658件 Bizステーションたんばを活用した起業家：11件 うち新規起業家支援事業を活用した起業家：1件	丹波市内で起業をめざす者にとって、有効な機能である。	A	A	引き続き丹波市内への起業をこころざす者へのフォローアップ体制を強化し取り組みを進める。

▲推進項目② 女性リーダーの育成

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	女性リーダー育成のための学習 機会の充実	女性リーダー育成のノウハウや人脈等を 有する民間団体との連携などにより、セ ミナーの開催やロールモデルの紹介など 学習機会を提供し、女性リーダーの育成 に取り組みます。	人権啓発セン ター	市内で活躍する先輩女性から直接お話を聴 き、自分らしい人生やキャリアについて考 える「たんばの女性☆応援カフェ」を開 催。 ・第1 回たんばの女性☆応援カフェ(2/29) 参加者：12人（定員10人）	親近感が持てる身近な ロールモデルとの交流に より、自分のキャリアを 考えることができた と、アンケート結果も満足度 が高かった。	C	B	引き続き、女性の意識改革やエンパワメント となる講座等の実施方法を検討し、さまざ まな分野で活躍できる人材の育成につなげる。
			市民活動課	女性リーダー育成に関する事業は実施して いないが、自分の得意なことや趣味、知識 などを生かした活動のきっかけづくりや相 談などの活動支援を行った。	事業を検討している女性 起業家を支援することが できた。	A	D	男女共同参画センターと連携し、女性の地域 づくり活動や市民活動の支援を行っていく。
2	女性の人材情報の収集と提供	様々な分野で活躍している女性の情報を 収集し、女性人材バンクの整備を進めま す。	人権啓発セン ター	活動団体や人材の情報収集に努めた。	人材バンク整備につい ては、検討に至っていな い。	D	C	引き続き、人材の情報収集に努める。人材バ ンクについては、他自治体の制度内容につい て調査する。

▲推進項目③ 女性のネットワークづくりへの支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	女性のネットワークづくりの推進	様々な分野で活躍している女性や女性団体、グループのネットワークづくりの機会となるフォーラム等を開催します。	人権啓発センター	女性の活躍をより一層進めるため、既に実践している先輩や同じ想いをもつ女性が繋がり、さらにステップアップする機会として「たんばの女性Waku×Doki交流カフェ」を開催。 ・たんばの女性Waku×Doki交流カフェ(12/15) 内容：講演会、交流タイム他 参加者数：30人（定員30人） 上記交流カフェに続く、交流やネットワークづくりの場として、市内で活躍する先輩女性から直接お話を聴き、自分らしい人生やキャリアについて考える「たんばの女性☆応援カフェ」を開催。 ・第1回たんばの女性☆応援カフェ(2/29) 参加者：12人（定員10人）	活動分野を超えたネットワークづくりの場の提供ができた。さらに“次の交流の場”を設定し、ネットワークづくり・交流が途切れないように努めた。	B	B	引き続き、多様な活動分野や横のつながりを持つことができるネットワークづくりの機会を提供する。

■基本方針（4） 地域活動等における男女共同参画の推進

▲推進項目① 自治会・各種団体役員への女性登用の働きかけと環境づくり

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	自治会・自治協議会等における女性役員の登用推進	自治会長会等に対して、女性登用に向けた働きかけと情報提供を行います。	人権啓発センター	男女共同参画推進員研修会において、自治会等の地域活動における女性役員の登用事例を紹介するとともに、自治会長会作成パンフレット「自治会運営に女性の視点を」を配布し、情報提供を行った。 「男女共同参画センターだより」において、市内の取組事例（吉見地区）を取り上げ、広報した。	自治会において、女性登用の規約改正を行った事例報告があった。（R 元年度「男女共同参画推進員報告書」より）	B	B	「男性が参加すべきという考えがある」「女性自身の参加意識に変化がない」といった意見があり（同左報告書より）、引き続き、学習会等の機会を提供し、女性役員登用に向け働きかける。
			市民活動課	自治協議会のあり方懇話会では、女性や若者が参画しやすい組織を目指すとした。3市連携互近助サミットにおいては、女性の地域コミュニティ活動推進員に発表していただき、地域で活躍されていることを促した。 ・自治会（299中） 会長0名、副会長20名 ・自治協議会は、組織体系が異なる（理事制、部会制等）ことから数値化せず。	女性や若者の活躍が地域の活性化に繋がっている。自治協議会のあり方懇話会の意見交換や、自治協議会へのアンケート調査により、丹波市でも活躍されていることがわかり、好事例として紹介できた。	B	B	

▲推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	多文化共生社会の実現促進	丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組み、在住外国人が地域社会へ参画しやすい環境づくりを進めます。	人権啓発センター	言語の障壁等で生活等に支障をきたしている市内在住外国人に対し、通訳派遣や翻訳を行い、生活支援を行った。 ・利用者数 10件 (H30年度 5件)	H30年度より利用数増となった。外国人にとって安心して暮らせる制度の提供となった。	A	B	引き続き丹波市国際交流協会との協働により、在住外国人支援や国際理解、多文化共生を進めていく。
2	市民活動への参画促進	地域の課題解決に向けた取組や地域の活性化につながる取組に対する相談会を開催します。	市民活動課	相談会としては実施できていないが、個別に相談があり取組について支援を行った。また、各講座や市民提案型補助金審査等において、受講者や申請者の事業実施に向けた後方支援を行った。	補助金等を活用し、自ら地域課題解決に向けた取組を実施する市民活動団体が少しずつ増えている。	B	B	R元年10月に市民活動支援センターがオープンしたことで、専門的な相談や支援が行える体制が整った。今後は、同センターを活用し相談業務や地域支援を行っていく。
3	市民活動の拠点となる施設の設置と利用促進	生涯学習、市民活動、地域づくり活動の拠点となる市民活動支援センター（仮称）を開設し、市民の参画によるまちづくりを進めます。	市民活動課	丹波市市民プラザ基本計画に基づき、R元年10月に丹波ゆめタウン内に開設した。男女共同参画センター、氷上子育て学習センターを併設し、市民活動支援センターの運営は、専門的な識見を有し、運営ノウハウのある事業者を公募により選定し委託した。	開設から各種相談やセミナーを開催し、NPO法人設立支援や自治協の会議運営支援などの成果を上げている。	A	A	これまで行政だけではできなかった専門的な相談や支援が行えており、非常に効果が高いと考えている。今後においても地域づくり活動や市民活動団体のニーズに沿った活動支援を行っていく。

(▲推進項目② 男女が共に活躍する元気な地域づくりの支援)の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
4	誰もが集う身近な活動拠点施設の整備促進	自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設の整備を支援します。	市民活動課	・自治会公民館等整備事業補助実績 3件（公民館の大規模な修繕3件） ・地域づくり活動拠点施設整備事業補助実績 3件 ※男女別に区切ったトイレの設置（1自治会） バリアフリーのトイレの設置（1自治協議会）	新築整備、大規模な修繕にかかる補助を行い、自治会・自治協議会の活動の活性化・生涯学習の振興に寄与している。	B	B	・計画的に新築、大規模改修補助を行うため、各自治会へ5ヶ年計画の周知、整備調査を行う。 ・概算払いの項目がなかったことから、要綱に組み入れ、負担軽減に繋げた。 ・補助率や補助の上限額などが適正であるかの検討を行い、必要なら要綱改正を行う。
5	高齢者の自立、生きがいのづくりの推進	いきいき百歳体操の推進、いきいき百歳体操サポーターポイント制度の実施、また、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、掃除、調理、買物などの生活援助を行う有償ボランティア（くらし応援隊）を養成します。生活支援の担い手を増やすとともに、高齢者自身の介護予防を図ります。また、地域社会への貢献を通じて、高齢者自身の役割、生きがいのづくりを推進します。	介護保険課	〈いきいき百歳体操サポーター〉 ・R元年度いき百サポーター養成講座（5回コース）受講者31名。うち登録サポーターとして活動している人は8名。全体の登録サポーター57名。うちサポーターポイント申請者48名。 ・参加者による主体的な運営及び活動継続のためのサポートが主な役割。 ・いき百は152団体で実施（R元年度末現在） 〈くらし応援隊〉 ・養成講座8回開催。受講者26名、うち登録者8名。R2年3月時点の全登録者は61名。活動回数810件。毎年度新規登録者がいる一方で、家庭の事情等により登録を取消す方があり、人数が伸び悩んでいる。 ・依頼会員数が低迷しているため、市からの自己負担利用料補助を予算化した。	いきいき百歳体操は実施団体が順調に増加しており、サポーターの活躍の場となっている。また、くらし応援隊については、人数の増加がみられないものの、継続して地域で互助に取り組む方も一定数おられ、社会参加、地域での活躍につながっている。	B	B	いきいき百歳体操実施団体はR元年度においても地域に広がりを見せた。いきいき百歳体操の取組は参加者の介護予防とともに、欠席者及び参加しない人への気づきにもなっている。そこに参加者やサポーターが声かけ、見守りをされるケースも出てきており、このような地域づくりが市全体に広がっていくことが望まれる。サポーター及び代表者の交流会などで、好事例を発信していきたい。またくらし応援隊の養成を進めるとともに、くらし応援隊が活躍する場を増やしていくことも必要である。自己負担に対し400円/1時間の補助及び、要支援者の家事援助にはまずくらし応援隊を調整するよう介護支援専門員に共通認識を持って頂く。また、専門職だけでなく地域全体で高齢者を支えることが、高齢者のいきがいのづくり、地域づくりになることをさらに周知する必要がある。

基本目標3 仕事と生活の調和が図れる環境づくり

■基本方針（1） ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識改革

▲推進項目① 意識改革のための市民・事業所への広報・啓発の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		成果	評価	
1	ワーク・ライフ・バランス推進 に向けた広報・啓発	広報紙やホームページを活用し、働き 方の見直しやライフスタイルの充実に 向けた広報・啓発活動を行い、ワー ク・ライフ・バランスの重要性につい て周知します。	人権啓発セン ター	男女共同参画センター開設後は、図書・情 報コーナーやウェブサイトで、随時情報を 発信した。 また、男女共同参画センターだよりに、 ワーク・ライフ・バランス推進に関する専 門家による寄稿文を掲載し、周知・啓発し た。 ・ワーク・ライフ・バランスが上手く取れ ていると思う市民の割合：48.1％ （H30年度：43.7％）	「ワーク・ライフ・バラ ンスが上手く取れている と思う市民の割合」（市 民アンケート）は、4.4ポ イント高くなっており、 意識の高まりや取組が進 みつつある。	D	B	引き続き、関連機関と連携し、情報提供に努 める。
			新産業創造課	商工会、ハローワークと連携し、労働雇用 に関する説明会などの機会にチラシを配布 するなど事業者への啓発活動に取り組ん だ。	参加事業者に対しての意 識啓発につながった。	B	B	働き方改革関連法が施行され、今後ますます ワークライフバランスが重要となっている。 引き続き市内事業所への啓発活動に取り組 む。
2	事業主及び労働者への普及啓発	商工会やハローワークなど関係機関と 連携し、事業主や労働者に対して、 ワーク・ライフ・バランスの推進によ る効果について理解を促し、取り組む 事業所の拡大に努めます。	人権啓発セン ター	男女共同参画センター開設後は、図書・情 報コーナーやウェブサイトで、随時情報を 発信した。 また、男女共同参画センターだよりに、 ワーク・ライフ・バランス推進に関する専 門家による寄稿文を掲載し、市内事業所約 280件に広報した。	労働者及び事業所への情 報提供に少しずつではあ るが取組を進めることが できた。	D	B	引き続き、関連機関とも連携しながら、情報 提供に努め、取組を進める。
			新産業創造課	商工会、ハローワークと連携し、労働雇用 に関する説明会などの機会にチラシを配布 するなど事業者への啓発活動に取り組ん だ。	参加事業所に対しての意 識啓発につながった。	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であ り、今後も効果的な機会をみつけて取り組 む。

▲推進項目② 男性の家事・育児・介護への参画促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	男性の家事、育児、介護への参画促進のための学習機会の提供	あらゆる世代の男性を対象に、家庭生活に参画することにやりがいや喜びを見出すことができるよう、家事や育児、介護に関する学習の機会や情報を提供します。	人権啓発センター	仕事中心の男性・仕事も家事も忙しい女性という男女が抱える生きづらさについて考えることをテーマとした「男女共同参画センター記念講演会」を開催した。[再掲] ○男女共同参画センター開設記念講演会（10/20） 参加者数：154人	家庭における男女共同参画について学習する機会提供となった。当日参加者の85%が「大変良かった・良かった」と回答。	A	A	男女共同参画は、男性にとっても重要なもの（男性がより暮らしやすくなるもの）ということから、男性の暮らし方・意識の改革となるような事業について、市民ニーズを把握しながら、引き続き実施する。
			介護保険課	実施していない。	なし	C	D	男性の介護講座への参加を促したり、男性ならではの役割を見い出すなどを検討。
			子育て支援課	子育て世代の男性（父親）を主な対象とした講座や研修を数回実施した。 （男性を限定した講座等は実施していない） 全体的に女性の参加が大半ではあるが、男性が参加しやすいように内容の工夫を行うことで男性の参加も見受けられるようになってきた。	男性の参加は少ないが、参加された方にとっては育児・子育ての意識を高めてもらうことが出来た。	B	B	子育ては母親のみではなく家族全体、ひいては地域全体で行うべきものであり、それを伝えていく取り組みが必要。男性（父親）のみを対象とした講座の実施もできるように、また男性（父親）が参加しやすい環境を作っていく。
2	男性の家事、育児、介護への参画促進に向けた広報・啓発	広報紙やホームページなどを活用して、男性の家事や育児、介護への参画促進を図ります。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設後は、図書・情報コーナーに男性の家事、育児、介護等について考える蔵書を揃えた。 また、ウェブサイトです時情報を発信したり、男女共同参画センターだよりを発行し、ワーク・ライフ・バランス推進の記事を掲載し、啓発した。	男性の参画促進を図る広報を意識して進めることができた。	D	B	引き続き、ウェブサイトやセンターだより等を活用し、情報提供に努め、取組を進める。
3	改正次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。また、「ノー残業デー」の実施徹底と管理職のマネジメント力の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	職員課	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けてPC画面ロックシステムの導入による深夜勤務の抑制やノー残業デーの推奨により、男女を通じた働き方に対する意識改革を図った。 管理職を対象に「働き方改革研修」を実施した。（70人受講）	男性職員育児休業取得率0％ 女性職員育児休業取得率100% 職員一人あたりの時間外勤務実績（月10.6h）対前年▲0.6h	B	B	引き続き「ノー残業デー」の実施徹底と育児休業の取得しやすい職場環境づくりに向けた意識啓発と実践の機会となる研修等を開催する。

■基本方針（2） ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた環境整備の促進

▲推進項目① 育児・介護休業制度の整備と活用の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	育児・介護休業制度の導入促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、育児・介護休業制度の導入に向け、各種支援制度や活用事例の紹介も含めた啓発を行います。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設後は、図書・情報コーナーやウェブサイトで、随時情報を発信した。（関連機関との連携や事業所への啓発は、所管課において実施された。）	一般的な啓発（市民向け・雇用者向け）は行っているが、事業者向けの取組には至っていない。	D	D	事業者向けの講座などの取組については、関連機関との連携も含め、検討する。
			新産業創造課	商工会、ハローワークと連携し、労働雇用に関する説明会などの機会にチラシを配布するなど事業者への啓発活動に取り組んだ。	参加事業者に対しての意識啓発につながった。	B	B	啓発活動は、継続していくことが大切であり、今後も効果的な機会をみつけて取り組んでいく。
2	働きやすい職場づくりに取り組む企業の誘致	育児・介護休業制度の整備等、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の立地の促進に向けた取組を進めます。	新産業創造課	新規企業立地に向けた誘致活動において、女性活躍推進に対する各支援制度などワークライフバランスや人材確保への取組みを紹介し、立地促進につとめた。	関心を示す企業はあるが誘致決定までには至っていない。	C	C	引き続き、丹波市の各支援制度の紹介し、企業誘致活動につとめる。

▲推進項目② 多様な働き方に対する支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	多様な働き方に関する学習機会の提供	子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催します。	人権啓発センター	再就職や起業、地域活動など新たに何かにチャレンジしようとする女性の悩み相談会「チャレンジ相談」を2回実施、また「働き方セミナー」を1回実施した。（いずれも、兵庫県男女共同参画センターと連携） ・チャレンジ相談（11/9、1/24） 参加者：6人（定員6人） ・働き方セミナー（9/4） 参加者：8人（定員8人）	アンケートから、高い満足度が得られ、起業や再就職、就業継続等を目指す女性の不安解消やライフキャリアを考える機会の提供となった。	A	A	再就職や起業等に対し、一定のニーズがあることから、引き続き、兵庫県男女共同参画センターと連携し、セミナーや講座を実施する。
2	多様で柔軟な働き方が選択できる制度の普及	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組を紹介するなど情報提供を行います。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設後は、図書・情報コーナーやウェブサイトで、国・県からの情報や新聞記事による時事ネタなど随時提供した。	働き方改革関連法の施行により、関連情報が多く発信されており、少しずつではあるが、情報提供を進めることができた。	D	C	市内事業所の取組について、情報収集を進める。

▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	子育てに係る経済的負担の軽減	児童を養育している家庭への生活安定の寄与と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するために児童手当を支給します。	自立支援課	中学校卒業までの児童を養育している方への支援（所得制限あり） 定時払：6月、10月、2月 随時払：転出等 支給対象延児童数：85,721名 支給総額：962,890千円	支給対象者への経済的支援を行うことができた。	A	A	法定事務として制度に基づき取り組む。
		国の示す保育料基準額から、低所得者に軽減を厚くし、全体で5割軽減を実施します。さらに、ひとり親世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持世帯、多子世帯等の軽減を実施します。	子育て支援課	4月から9月分は、国の示す保育料基準額から2,164人（9月末現在）に対し、全体で5割軽減を実施し、またひとり親世帯等147人（3月末現在）、多子世帯等744人（3月末現在）を対象に軽減を実施した。さらに10月からは、3歳児から5歳児を対象に、無償化を実施した。	国の示す保育料基準額から大きく軽減し、女性の社会進出を促進する一助となった。	A	A	現状の水準を維持していく。
2	介護保険事業計画の推進	介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業計画に基づき介護保険事業サービス基盤の整備を行い、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど適切な提供体制を図ります。	介護保険課	・介護保険事業運営協議会を開催し、第7期介護事業計画に基づいたサービス提供状況等を報告した。 ・第8期介護保険事業計画策定のために一般高齢者3,200人及び要介護認定者1,500人に対する基礎調査を実施した。	・介護保険事業運営協議会を年3回開催し、市の給付状況を報告し、意見徴収を行った。 ・基礎調査により、一般高齢者80.3%、要介護認定者53.8%の有効回答率を得た。	B	A	介護保険の持続可能性の確保のため、必要な介護サービスが過不足無く提供できるよう、第8期介護保険事業計画策定により適正な基盤整備を行う。
3	多様な保育サービスの充実	認定こども園等において延長保育・一時保育・病児保育・特別支援保育などを実施し、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課	認定こども園13園、小規模保育所1園のうち、延長保育事業11園、一時預かり事業14園、病児保育事業9園、特別支援保育13園、実施しており、事業実施の園には補助金を交付した。また、今年度は市民プラザの開設に伴い一時預かり事業所も新たに開設した。	多様な保育ニーズに対応し、子育て中の男女が安心して子どもを預けて働ける環境を整えることができた。	A	A	支援を要する児童が増加傾向にあり、加配保育士等人材の確保が課題である。
		保護者が就労などにより、放課後等の見守りができない小学生を対象に、遊びや集団での活動を通して、児童の健全育成を図るため、アフタースクール事業を実施します。	子育て支援課	市内23か所において平日は午後1時～午後6時、長期休業中は午前8時～午後6時まで、また延長保育として、最長午後7時まで、長期休業中は午前7時30分から8時までの間も開設した。 ・登録児童数 1,004人 ・延利用者数 153,807人	登録児童数は昨年度に比べ、若干減ったが、概ね増加傾向にある。新型コロナウイルス感染症対策のため、3月に休所したことにより、延べ利用者数は減少した。	A	A	特別な支援を要する児童の対応やいじめ防止対応等のため、指導員の専門的な知識を高める研修や人材育成が必要となっており、放課後児童支援員認定資格の資格認定等について、積極的に受講を促し、また研修の機会を提供するなど、指導員の資質向上を図る。

(▲推進項目③ 子育て・介護支援の充実)の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
(3)	(多様な保育サービスの充実)	子育てを援助してほしい人と援助したい人が会員となり、互いに子育てを助け合うためにファミリー・サポートセンター事業を実施します。	子育て支援課	子育て中の就労者や主婦などを会員として、育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方との相互援助活動を支援し、子育てと仕事の両立を援助した。 ・依頼会員 155人 ・協力会員 104人 ・両方会員 32人	会員登録状況はほぼ横ばいだが、依頼会員が減少傾向である。	A	A	PR不足からか、事業の認知度が低いことが課題となっているため、アフタースクールの入所承諾通知にパンフレットを同封するなどの方策を講じてきた。今後さらに事業周知に努める。
		児童を養育している家庭の保護者が疾病などの事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護します。	自立支援課	事業利用の問い合わせはあったが、利用実績はなかった。	問い合わせに対して、制度説明を行い、必要に応じて制度を利用されることを伝えた。	A	A	委託先である児童養護施設等の入所定員数により緊急時の受け入れが困難になってきている。セーフティネットとして事業を継続し、定員の増加等に向けて施設と協議を行っている。
		保護者の仕事と子育ての両立に向けた多様で柔軟な保育サービスの実施に対する支援について、調査・研究を行います。	子育て支援課	市の保育サービス・子育て支援事業について、どのように確保するか等を計画した、「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理・評価にあたり、事業の利用者が感じている満足度を調査、市子ども・子育て会議にて意見を伺うとともに、施策に反映させるべく、研究を行った。 子育て学習センター、アフタースクール、認定こども園等の利用者で、調査に回答した者の人数 863人	市の子育ての環境や支援への満足度が「高い」、「やや高い」と答えた人の割合は49.6%と、約半数は満足度が高い状況が伺える。調査で寄せられた自由意見のうち、回答可能なものについては、市からの回答として、その内容と回答をホームページに掲載している。	A	A	自由意見に対する市からの回答をホームページに掲載しているが、認知が進んでいない為か、一度回答した内容と同じ内容の意見が多く寄せられている。この調査結果について、市ホームページで公開していることなどを広く周知し、市の保育サービス・子育て支援事業について、理解を深めてもらうとともに、さらに多くの意見やニーズを把握していく。
4	子育てに係る情報提供と相談機能の充実	地域の子育て支援拠点である子育て学習センター等において、相談業務や情報提供を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。また、教育・保育事業、地域子育て支援事業に関する情報提供や相談業務などの利用者支援事業を実施します。	子育て支援課	市内6子育て学習センターで子育て相談、グループ育成・支援、家庭教育講座等を実施している。R元年度は延べ51,999人の来館があった。 ・自由来館者数 45,620人 ・イベント来館者数 5,431人 ・相談件数 948件	子育て中の保護者が自由に集え、繋がる場を提供、子育てに関する情報交換やお互いに相談しあうことで、孤立せず子育てを楽しめる環境を作り出した。新型コロナウイルス感染症対策のため、3月に休所したことにより、利用者数は減少した。	A	A	子育てを支援していくために、より多くの関係機関と連携し、子育て学習センターに子育て支援情報を集約する体制を構築する必要がある。地域の身近な子育て支援拠点として、情報集約を図るとともに、より多くの子育て支援関係機関との連携を行っていく。

基本目標4 健やかに安心して暮らせる社会づくり

■基本方針（1） あらゆる暴力の防止と根絶

▲推進項目① DV対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	DVに関する正しい知識の普及啓発	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等において、DVに関する正しい理解を進める広報・啓発を行います。	人権啓発センター	女性に対する暴力をなくす運動推進期間（11/12-25）にパープルリボン運動を実施。 ・パープルリボンツリー等の設置 ・パープルリボンの配布 ・市の公共施設の女性トイレ内に、「DV相談ナビ」カードを設置 ・FMラジオの人権啓発番組内で同運動に関する番組を放送 また、DVについて楽しみながら正しく学ぶことができるワークショップを開催。 ・パープルリボンワークショップ「クリスマススポットづくり」参加者10人	女性に対する暴力防止について周知する等、意識啓発を図ることができた。	B	A	R 2年4月に開設された丹波市配偶者暴力相談支援センターとも相互に連携・協力し、広報・啓発に取り組む。
2	丹波市DV対策基本計画の推進	「丹波市DV対策基本計画」の推進にあたり、庁内の関係課が連携し各種施策に取り組むとともに、県や近隣市町、関係機関等とも相互に連携・協力して推進します。	配偶者暴力相談支援センター	DV基本計画推進委員会 年1回（8月） DV対策のための庁内連携会議を年2回（11月・1月）開催した。 出席職員数：11月 28人・1月 25人	庁内連携会議にて、DV対策基本計画の推進について説明を行うとともに、DV被害者支援に対する知識を深めることができた。 DV基本計画推進委員会では、外部委員からの意見を受け、各種施策に取り組むことができた。	A	A	DV被害者支援のための庁内連携会議を開催し、計画の進捗状況を把握する。また、DV計画推進委員会を開催し、外部委員による意見を参考にDV計画を推進する。
3	DVに関する相談窓口体制の強化	DV被害者の相談窓口として、迅速に対応するため、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けて調整を進めます。	配偶者暴力相談支援センター	R 2年4月からの配偶者暴力相談支援センター設置に向けて、事務的な準備とともに職員への研修会を開催した。	R 2年4月から配偶者暴力相談支援センターの設置を行うことができた。	B	A	配偶者暴力相談支援センターがDV相談の窓口であることを周知する。また、専門職員の資質向上を目指す。
		DV被害者からの相談を含め、警察等と連携し、被害者の安全確保を第一に一時保護等適切な支援を行います。また、母子生活支援施設入所等、自立に向けて必要な支援を行います。	配偶者暴力相談支援センター	相談件数 33件（うち、警察との連携5件） 一時保護件数 0件	相談はあったものの、一時保護に至ることはなかった。	A	A	DV被害者の安全を確保するため、関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。

(▲推進項目① DV対策の推進)の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
4	学校におけるDV防止の啓発	思春期保健事業を通じて、中学生を対象にデートDVについての理解を深める啓発を行います。	健康課	・市内中学校で性教育授業を実施した際、デートDVについても説明、啓発を行った（6校398人）	生徒の感想では、デートDVについて理解が深まった等の意見がみられた。	B	B	事業継続は予定しているが、単発の授業であり、意識啓発にとどまる。学校との連携が必須である。
		中学生を対象にデートDVについて理解を深める授業を行います。	学校教育課	全中学校において、デートDVについて講演会、ホームルーム、通信等により学習が行われている。（7中学校100%）さらに理解が深められるよう、教科や学級活動の中に取り入れた計画を進めている学校もあるが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校により3学期の取組は行えなかった。	具体的に学習を進めることにより、デートDVへの理解やよりよい人間関係づくりにつなげることができた。	B	B	今後も講演会や集会等により周知をはかるとともに、より理解が深まる学習方法を検討し、生徒同士の意見交流を取り入れる等、現状を把握しながら取組を進める。

▲推進項目② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	各種ハラスメント防止に向けた啓発	広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	人権啓発センター	広報紙でハラスメント防止についての記事を掲載し、啓発を図った。 職場における人権学習に講師を派遣する制度を活用し、働き方やハラスメント等職場における人権について学んだ事業所が3事業所あった。（H30年度：活用なし）	働き方改革関連法の施行により、職場のハラスメント防止に関心が高まっている中、制度を活用し研修に取り組んだ事業所が増えた。	B	B	R 2年6月にパワハラ防止法が施行されたことにより、さらに関心が高まるとされる。引き続き、広報紙やその他媒体も活用し、啓発を行う。

▲推進項目③ 児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	障がい者虐待防止の推進	障がい者虐待被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	障がい福祉課	障がい者虐待被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じた支援を行った。	障がい者虐待対応について速やかに対応した。	B	B	障がい者虐待対応について、事案の確認と速やかな対応ができる体制を整える。
2	高齢者虐待防止の推進	高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のために相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	介護保険課	虐待対策地域連絡会を開催し、関係機関と虐待対応について意見交換を行った。市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象に、高齢者虐待防止にかかる研修を実施したほか、老人会等で出前講座の開催、FMたんばに出演し、虐待の相談窓口など周知啓発を行った。	44件の相談・通報につながった。	B	B	引き続き、高齢者虐待防止に関する研修会の開催や、相談窓口の周知啓発を行う必要がある。専門職だけでなく、広く市民に周知啓発を行い、地域内での見守りから虐待の防止を呼びかける。虐待の発生要因は介護疲れの他、経済的な問題や家族の障がい特性によるものもあり、関係機関との意見交換、個別対応の連携を密に行う必要がある。
3	児童虐待の防止の推進	家庭児童相談員を設置し、川西こども家庭センターや児童福祉関係者などと連携を図り、育児不安などの身近な子育て相談に対し、個々の子どもや家庭に応じた適切な援助を行い、児童虐待の防止を図ります。	自立支援課	関係機関と連携を図り、養育不安等のある子どもや家庭を把握し、適切な援助を行った。 ・新規相談件数 80件 ・相談及び関係機関連携延件数2,201件	新規及び継続相談案件に対応し、現状把握や改善等が図れた。	A	A	更に専門性の向上が必要となる。研修に積極的に取り組み、また、専門職員の配置により、関係機関との連携と家庭等への援助強化を行う。
		要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見や適切な保護について、関係機関との連携、情報の共有と支援を行います。また、虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図るため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。	自立支援課	5月に協議会の代表者会議、8月・2月に実務者会議、随時、ケース会議等を開催し、情報共有と支援を行った。また、相談機関リーフレット500部、各児童・家庭へのミニカード7,500枚を作成し、配布した。11月には心を育む講演会等を開催し、200人以上の参加があった。	関係機関との連携強化、児童虐待に対する認知度向上、相談機関の周知が図れた。	A	A	関係機関に、連携の必要性について理解を働きかける。あらゆる機会に広報・啓発を行うとともに、さらに効果的な啓発方法の検討を行う。

■基本方針（２） 誰もが安心して暮らせる環境の整備

■推進項目① 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくり

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	地域で支える介護支援の充実	地域包括支援センターを中心に高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護だけでなく、高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぐ等の総合相談・支援を行います。	介護保険課	相談件数125件。各ケースについて、月に2回ほどのスクリーニング会議を実施し、内容を検討し適切な関係機関へつないだり、関係機関と一緒に問題解決にむけて取り組んだ。 また、R元年に入ってから、専門職でのミーティングを毎日行い、相談内容についての協議を重ねた。	112件/125件の問題終結。 残り13件は継続しての支援中。各圏域包括と連携を取り問題解決につなげることができた。	B	B	毎日のミーティングにて相談内容の共有を図ることができているので、継続する。 また、地域課題の抽出も行なっていき、課題解決に向けての行動を起こす。
		認知症高齢者等が所在不明となった場合に、早期発見ＳＯＳシステムにより高齢者等の早期発見を図ります。	介護保険課	H30年度は地域連絡会でＳＯＳの説明を行ったので、R元年度は丹波市内のコンビニエンスストア全てに出向き、来店者で気になる高齢者等があれば各地域包括支援センターへ連絡していただくようお願いした。また、各地域包括支援センターと連携しＳＯＳ登録への申請勧奨も行った。	訪問を行ったコンビニエンスストアから気になる高齢者の情報提供を受け、地域の民生委員・児童委員や圏域地域包括支援センターにつないだ。 ＳＯＳ新規登録 H29→9件 H30→21件 R 1→13件	B	B	「認知症＝施設入所」とのイメージを抱える方も多いため、認知症に関して正しい知識を持っていただけるよう地域や関係機関への普及啓発に努める。 早期に医療機関につなぐことにより重症化防止を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人・家族への支援、地域づくり行う。
2	介護保険事業計画の推進	介護保険事業の円滑かつ着実な推進を図るため、介護保険事業計画に基づき介護保険事業サービス基盤の整備を行い、居宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなど適切な提供体制を図ります。【再掲】	介護保険課	・介護保険事業運営協議会を開催し、第7期介護事業計画に基づいたサービス提供状況等を報告した。 ・第8期介護保険事業計画策定のために一般高齢者3,200人及び要介護認定者1,500人に対する基礎調査を実施した。	・介護保険事業運営協議会を年3回開催し、市の給付状況を報告し、意見徴集を行った。 ・基礎調査により、一般高齢者80.3%、要介護認定者53.8%の有効回答率を得た。	B	A	介護保険の持続可能性の確保のため、必要な介護サービスが過不足無く提供できるよう、第8期介護保険事業計画策定により適正な基盤整備を行う。
		高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向け、介護保険事業計画に基づき、介護サービスの適正な提供体制のために介護保険事業サービス基盤整備等を行います。	介護保険課	第7期介護事業計画に基づき、サービス基盤の整備を行う。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1事業所）をH30年度に整備し、利用者を一定確保するまでの安定運営のための人件費補助を行った。	サービス整備と運営費（人件費）補助による住み慣れた地域の中での、医療と介護の連携によるサービスの提供を実施した。	A	A	高齢化に伴う要介護認定者の増加により介護給付費は増加する見込みである。地域の実態調査を行うとともに、医療と介護の連携に重点を置いた第8期介護保険事業計画の策定につなげる。
3	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進	障がい者施策の円滑かつ着実な推進を図るため、障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図ります。	障がい福祉課	障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、進捗状況の管理をし、障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実を図った。	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況を確認し、障害福祉サービス、地域生活支援事業を実施した。	B	B	R 2年度は障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況を確認し、次期計画の策定を行う。
4	障害者差別解消法の理解・啓発の推進	障害者差別のない社会を目指して、障害者差別解消法の理解を求める啓発に努めます。	障がい福祉課	障害者差別解消法の理解を求める啓発に努めた。（ホームページ掲載、パンフレット配布等） 合理的配慮提供支援事業補助（9件）	様々な機会を通じ、広く啓発を行うことができた。	B	B	今後も障害者差別解消法の積極的な啓発を行う。
5	手話施策推進方針の推進	手話は言語であることを理解し、手話が使いやすい環境を作ることにより、すべての市民が社会参加できる丹波市を目指します。	障がい福祉課	手話への理解啓発のため、手話啓発チラシを作成し新聞折込にて配布した。 自治会などで手話教室を実施し、啓発を行った。	手話啓発チラシの配布や手話教室実施により手話啓発を積極的に行った。	A	B	手話は言語であることを理解し、手話が使いやすい環境を作るため、手話教室の実施、手話啓発チラシなどによる手話の啓発を行う。

■推進項目②　ひとり親家庭等への支援の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値		成果		
1	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人への経済的支援として児童扶養手当を支給します。	自立支援課	児童の父又は母、又は父母に代わってその児童を養育している方（資格要件あり） ・定時払：4・8・12・1・3月 ・随時払：転出等 ・支給延人数：10,612名 ・支給総額　　：270,176千円	支給対象者に対し、経済的支援を行うことができた。	A	A	法定事務として制度に基づき取り組む。
		ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられるよう、医療費給付を行います。	市民課	県と共同で経済的負担を軽減すべく、公的保険・県・市の3層構造により医療費給付を行っている。R 2. 3 末（R 1 実績[決算資料]） ・受給対象者：705名 ・診療件数：7,558件 ・医療給付費：22,510,554円	県基準超過分も市独自の所得基準を設けることにより、より多くのひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう経済的な支援ができた。	A	A	経済的負担を軽減し、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう引き続き支援に取り組む。
		経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められる高校生又は高等専門学生を対象に奨学金を給付します。	学事課	就学援助（当初認定者数）　計513人 小学校：準要保護305人・要保護2人 中学校：準要保護206人 奨学金給付　39人	小学1年生に支給する「新入学児童学用品費」について、必要な援助を適切な時期に実施できるように「小学校新入学準備金」として就学前の3月に支給した。	B	A	ひとり親家庭等、経済的な理由で就学が困難である家庭の負担軽減のため、制度に基づき今後も引き続き支援を実施する。
2	ひとり親家庭の自立・生活支援	母子父子自立支援員による養育費相談、就労支援、福祉資金貸付、生活、教育など生活全般に関する相談を充実します。	自立支援課	児童扶養手当支給対象者への周知を行った。　延べ相談回数　172件	母子父子自立支援員の配置により、専門的に相談を受けることができた。	A	A	母子・父子自立支援員を中心に相談業務の安定と充実を図る。
		ひとり親家庭の母又は父が、経済的自立に効果の高い資格を取得するために養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金（上限3年）を支給し、生活費の負担を軽減します。	自立支援課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行った。 訓練給付費支給対象者　2名（看護師1名、准看護師1名）支給総額　2,197,000円	資格取得に向けた経済的支援を行うことができた。	A	A	より生活の安定に資する資格取得支援であるため、修学にかかる本人の意思と生計を保ちながら継続できる就労環境等が必要でありハードルとなっている現状もある。　ひとり親の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		ひとり親家庭の母又は父が就職に必要な技能を身につけるための講座を受講する場合に、「自立支援教育訓練給付金」を支給します。	自立支援課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行った。　利用実績なし	利用実績はないものの、制度周知を行い制度利用ができる体制を整えている。	B	B	就業のきっかけとして、就労に役立つ資格取得の支援を行っているが、対象となる教育訓練講座が、望む職種につながらない場合もある。ひとり親の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、対策講座を受講する場合の費用の軽減を図るため、給付金を支給します。	自立支援課	児童扶養手当支給対象者への制度周知を行った。　利用実績なし	利用実績はないものの、制度周知を行い制度利用ができる体制を整えている。	B	B	ひとり親及びその児童の生活環境向上のため、国の支援策として引き続き取り組む。
		18歳未満の子どもを養育している母子家庭等において、母子ともに自立した生活を送ることが困難な場合、母子生活支援施設への入所により、生活の安定を図るための相談・指導を進め、自立に向けた支援を行います。	自立支援課	R 元年度内措置　3世帯7人 （年度末措置　1世帯3人）	母子支援施設への措置により適切な支援を行うことで母子ともに生活の安定を図ることができた。	A	A	母子の安定した生活に向けて、継続的な支援を行う。
		経済的理由により、入院助産を受けることが困難である妊産婦について、助産施設への入所により、安心・安全な分娩への支援を行います。	自立支援課	利用実績なし	支援が必要になった際に受け入れができるよう助産施設の確認を行っている。	B	B	医療保険制度により入院助産を受けることができている。経済的理由により相談があった際には、関係機関と連携し適切な支援を行う。

■推進項目③ 各種相談体制の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果			
1	介護に関する相談支援体制の充実	もの忘れ等が気になる方や、介護で悩んでいる家族を対象に、高齢者こころの医療相談を開催します。	介護保険課	実施8回、15件、合計28名。 ・丹波認知症疾患医療センター専門医と相談員が同席し、相談を受けている。ご家族がご本人の様子を心配されたり、ケアマネジャーと一緒にご家族が相談にいられている。専門医療機関の受診の前に相談にいられることも多い。	相談から専門医療機関の受診につながることで医療と生活支援を受け生活が落ち着いたケースや地域での見守り体制が構築されたり、見守りSOSの登録につながる等成果が得られている。	B	B	専門医療機関を受診するには敷居が高い方が、相談日に専門医に直接相談できる場所として、またご家族やケアマネジャー等が直接専門医から助言が受けられる機会として成果があるので、継続する。
		認知症の家族を抱え、介護について悩んでいる方を対象に、認知症介護者相談を開催します。	介護保険課	実施3回、4件、合計8名。 ・丹波認知症疾患医療センター相談員、市保健師が相談に応じている。もの忘れ医療相談と同じような内容であり、専門医は同席しないため相談は伸び悩んでいる。	相談を通じ、専門医療機関や見守り等に関するサービスの情報提供を受け、支援体制につながっているが相談件数が伸び悩んでいる。	C	C	委託している3つの地域包括支援センターがそれぞれ圏域で身近な相談窓口の役割を果たしている。もの忘れ医療相談とほぼ同じような相談内容であり、相談件数も伸び悩んでいることからR2年度から廃止する。
		認知症の高齢者等を介護している家族や介護経験のある方等を対象に、認知症介護者のつどい「ほっと」を開催します。	介護保険課	実施11回、合計52名。 ・介護経験者、家族がサービス利用されている間のひと時に自分の思いを吐き出すことで明日から頑張れる方、施設入所された家族を見舞うことを楽しみにされている方たちが集まって、介護をしている当事者だから分かち合える時間として参加されている。	この場所では出会うことを楽しみに介護が続けられたり、「ほっと」で得た情報や知識を地域や介護をされている人に伝えるなどされている。	B	B	参加される方は、ほぼ毎回参加され気心もしいれた仲間になっている。そこに新しい顔ぶれの方が加わり、経験者からアドバイスを受けたり互いの心境などを話せる、なくてはならない場所となっている。次年度から3圏域の地域包括支援センターの一室で開催し、どこかの圏域に毎月輪番で回っていくことにして、参加者の主体的な集いの場に変更していく。
2	高齢者の権利擁護の推進	「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、高齢者の消費者被害の防止や成年後見など的高齢者の権利擁護に向けて、高齢者権利擁護相談を開催します。	介護保険課	実施10回、17件、合計35名。 ・市内の社会福祉士と司法書士が参加し、高齢者本人や家族、その支援者からの相談に応じ、助言を行っている。	福祉的・法的視点からの助言により成年後見制度、金銭管理、生活困窮、虐待疑いなど問題解決へのきっかけができた。	B	B	市内3ヶ所の地域包括支援センターでも権利擁護に関する相談は随時受け付けている。この相談日は月1回の定期開催であり、予約の時期によっては相談日がかかなり先になる場合がある。随時相談ができる専門機関の設置について検討する。
3	障がい者相談支援体制の充実	障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を開設するとともに障がい者やその家族から相談を受け、問題解決のための助言、指導を行います。	障がい福祉課	相談支援事業所を2か所（委託）設置し、一般相談を受けた。 （相談支援事業所） 医療法人社団 清風会 株式会社 ネクステ 相談件数 418 件	障がい者やその家族から相談を受け、問題解決のための助言、指導を行い支援に努めた。	A	B	相談支援事業所の周知をし相談しやすい環境をつくる。
4	女性のための総合的な相談窓口の設置	女性のための様々な悩みに対応する相談窓口を設置し、相談員による助言を行います。また、性犯罪・性暴力被害者の心身の負担軽減のため支援機関の周知に努めます。	人権啓発センター	男女共同参画センター開設後の11月より、専門の女性相談員による悩み相談を定期的に実施した。（1回50分の個人相談、予約制、面接・電話） ・相談数 19件	相談も多く寄せられ、適切なアドバイス・支援により悩みの解決となり、相談終了となったケースもあった。	C	A	引き続き、2日/月の相談を実施し、女性のエンパワメントを図る。また、関連機関（配偶者暴力相談支援センター、家庭児童相談室、福祉相談等）との連携もさらに進める。

■推進項目④ 性的マイノリティに関する理解の促進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	性的マイノリティについて理解を深めるための学習機会の提供	性的マイノリティについて理解のための講演会やセミナーを開催します。	人権啓発センター	8月の「人権文化をすすめる市民運動推進強調月間」にあわせて開催した人権講演会において、性的マイノリティについて、正しい認識と理解を深めることをテーマに開催。 ・人権講演会（8/22） 参加者174人	当日アンケートの結果、回答者（140人）のうち、55%の参加者が「理解が深まった」と回答。	B	A	国や他自治体の事例を把握しつつ、引き続き、市民の正しい理解が深まるよう、学習機会を提供する。
2	性的マイノリティについて理解を深めるための啓発	広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行います。	人権啓発センター	広報紙やFMラジオにおいて、性的マイノリティへの理解を深める情報を発信した。 ・広報紙掲載回数 2回 ・FMラジオ放送 2回 男女共同参画センター開設後は、図書・情報コーナーに性的マイノリティ関連する蔵書を揃えた。	性の多様性について、広く市民に意識啓発を図ることができた。	B	A	引き続き、あらゆる機会を通じて、情報提供を行う。
3	性の多様性の尊重	思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティについての理解を深める啓発を行います。	健康課	・市内中学校で性教育授業を実施した際、性的マイノリティについても説明、啓発を行った（6校398人）	生徒の感想では、性的マイノリティについて理解が深まった等の意見がみられた。	B	B	事業継続は予定しているが、単発の授業であり、意識啓発にとどまる。学校との連携が必須である。
		中学校では、性的マイノリティについて理解を深める授業を行います。また、小学校では、一人ひとりの生き方や在り方を尊重し、認め合う心を醸成します。	学校教育課	中学生が性的マイノリティについて学習に取り組んだり、教職員が校内研修をしたりしている学校の割合：86% 小学生が性的マイノリティを含む自己肯定的な認識形成にかかる学習に取り組んだり、教職員が校内研修をしたりしている学校の割合：77%	学習を進めることで、性的マイノリティに対する認識や理解が広がっている。また、教職員が研修することにより、その知識を授業に活かすことができた。	B	B	「自分らしさ」「その人らしさ」を尊重し合えるようさらに学習を進めるとともに、性的マイノリティへの認知を広げ、理解につなげることにより、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにする。

■基本方針（3） 生涯にわたる健康づくり支援

■推進項目① 男女の心身の健康保持・増進への支援

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	健康増進事業の実施	健康たんば21に基づき、こころの健康相談や各種健康診査・保健指導等を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。	健康課	こころのケア相談：精神科医による相談5回/年、16人 こころとからだの電話相談：167件/年 （H30年度）R元年度の数値は10月に確定 特定健診受診率40.1% 特定保健指導実施率35.6%	子育てを通じ幼児とのかかわり方や他者との付き合い方など不安に思う母親の相談にもつながったり、会社や家族間での人間関係に悩む若者の電話相談もあり関係機関につなぐきっかけになった。 7月よりミルネ健診センターでの健診が始まり特定健診受診者は増加傾向。またその場で保健指導ができるので指導率の向上にもつながった。	B	B	こころのケア相談は日程が決まっているのでタイミングによっては利用できるが利用しにくい方もあり実績は減少した。しかし必要な医療へつながっているとも考えられる。相談窓口については引き続き啓発を行っていく。 健診については壮年期の年代の方の受診が低い傾向にあるので未受診者への電話勧奨なども引き続き実施していく。

■推進項目② 妊娠・出産等に関する支援の充実

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	安心して出産・育児ができる環境の整備	子育て世代包括支援センターを核にして、妊娠期から子育て期までの一貫した健康づくりを支援します。	健康課	妊娠届け出時には全数保健師または助産師が面接するとともに、妊娠期から継続した支援を行えるよう担当保健師名を記載した名刺を手渡している。 ・医療機関、助産所と調整し、産後ケアに対応いただける機関が2増 ・妊娠・出産に満足している者の割合：88.8% ・産後ケア事業 宿泊型5人、乳房ケア型148人 ・心理士・助産師相談（妊産婦のみ抽出）実46人	医療機関等と連携し支援を必要とする家庭に、早期に関わることが出来た。 子育てや授乳に悩む母親がタイムリーに相談出来るようになった。	B	B	支援を必要とする家庭の増加、また問題も多様化しており、柔軟な対応が必要。職員の資質向上とマンパワーの確保が課題。

■基本方針（4） 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

■推進項目① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R 元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
1	地域防犯活動における男女共同参画の推進	防犯協会、少年補導員及び地域防犯グループにおいて、男女共同参画を進め効果的な活動に向けた支援を行います。	くらしの安全課	防犯協会員276名のうち女性会員13名。他の団体の構成が把握できていない。	特になし	C	C	防犯活動には危険が伴う固定概念がある。女性の視点を生かした防犯活動への理解を求め、女性委員の推薦について自治会等に協議を願う。
		交通指導員の内、女性指導員の占める割合を増加させ、幼児や高齢者などへ女性目線のきめ細かい交通安全指導を行います。	くらしの安全課	小学校を中心とした交通安全教室を実施するほか、定期的な街頭立番を実施した。女性指導員は、48名中20名と約40%を占めている。	街頭啓発では、やさしい口調と対応で、子どもや高齢者の交通事故防止に取り組むことができた。	A	A	関係団体等と協力、連携を深め、事故防止に向けて女性目線での意見を積極的に取り入れる。

（■推進項目① 男女共同参画の視点を取り入れた防災・防犯対策の推進）の続き

施策 NO	施策・取組	内 容	担当課	R元年度		H30	R 1	課題と今後の方向性
				取組状況・実績数値	成果	評価		
2	地域防災活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の確保に努めるとともに、火災予防啓発活動や初期消火訓練を女性の視点に立ち行います。	くらしの安全課	女性消防団員は現在11名。火災予防活動として、毎月広報パトロールを実施している他、各種イベントの防災活動にも参加し、P Rを行った。	女性消防分団が積極的な広報活動を継続することで、特に女性の防災意識の向上が図られた。	B	B	女性消防団員の活動内容等を広報紙等で紹介し、新規女性団員の確保に努める。
		防災会議や地域組織への女性委員の登用を促進し、防災に関する施策に多様な意見が反映されるよう努めます。	くらしの安全課	防災会議においては、県、警察署、自衛隊、消防団、民間団体、自治会組織等から委員の推薦をいただいたが、委員26名中、女性委員は3名である。地域の防災組織については、女性の代表はいない。	特になし	D	D	女性委員としての登用は少ないが、地域において開催される自主防災組織等の防災研修の際には、女性の視点に立った意見を確認できるよう、会議の運営を行う。
		自主防災組織において、男女共同参画の視点を取り入れた防災活動に積極的に取り組みます。	くらしの安全課	自治会を主とした自主防災組織等では、自治会役員が防災委員を兼ねていることがほとんどである。防災訓練には女性も積極的に参加されているケースもあり、高齢者や障がい者などに配慮した訓練は実施されているが、女性に特化した訓練等は実施されていない。	自治会等を中心とした防災訓練時に女性が積極的に参加されている。	C	C	災害発生時における自助、共助体制の重要性を理解し、すべての住民が協力しあうことで、命の尊さを学ぶことになる。その中で、それぞれの役割等を見出し、女性の参画を促していく。
3	防災・減災に向けたリーダーの育成	県が実施する「ひょうご防災リーダー養成講座」に多くの市民の参画を促し、男性、女性それぞれの視点を活かし、地域の防災力の強化を図ります。	くらしの安全課	R元年度「ひょうご防災リーダー養成講座」は丹波地域で開催されたこともあり、修了者は14名。うち女性は3名と、例年を超える修了者となった。	特になし	C	B	自主防災組織等のリーダーの育成を目的とした「ひょうご防災リーダー養成講座」の周知に努め、男性・女性、それぞれの目線を重視した地域防災力の向上を図る。
4	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発	地域の生活者の多様なニーズに配慮した避難所運営に向けて、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発に取り組みます。	くらしの安全課	避難所でのプライバシー確保等を目的に、パーテーション及びビントを各12張購入し、授乳や着替え等が安心して行えるように環境整備を行った。	購入した避難所用資機材を防災訓練の場面で紹介し、災害時等においても躊躇なく安心して避難できる環境を整えているところである。	B	B	避難所用資機材等をさらに整備・充実し、大規模な災害に備える。また、資機材の整備だけでなく自助・共助の意識を高め、防災訓練等において、女性の立場でできることなどを考えていただく機会の啓発行っていく。

第3部 男女共同参画推進施策等に関する申出の対応状況

丹波市男女共同参画推進条例第21条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど、問題解決に向けて取り組み、その対応状況について報告するものである。

【令和元年度 対応状況】

- ・ 申出件数 0 件

第4部 審議会からの意見

箇所	意見（要旨）
基本目標 1	数値目標「社会全体の中で“男女平等”になっていると考える人の割合」について（4頁、15頁） → 「平等」と考える人の割合が減っていることは印象的であるが、反対に市民が社会の不平等について非常に敏感になっている、積極的になっていることの現れではと感じた。今回減ったということは、反対にプラスの面としても読み取ることができる。ただし、数値目標 30%を達成し、真に平等と考える人を増やす必要はある。 → 基本目標 3 の数値目標「ワーク・ライフ・バランス」についても、進んでいると考える人の割合がH28 年度は 50.9%と高かったが、H30 年度は 43.7%に減り、R元年度は 48.1%と少し持ち直した。その言葉自体が知られていない、意識が無い時代があり、それからある程度広まり、一旦評価が下がる時期があるということも有りうることである。 3 頁の「男女の地位と平等感」のグラフでは、「男性の方が優遇されている」という割合が高まっている。同じ頁の「固定的な性別役割分担意識」のグラフでは、「反対」の割合が高まっており、この2つを組み合わせると、意識が高まっているというところを反映している可能性があると考えている。 調査方法について、5 頁に補正の手法について記載があるとおり、R元年の調査は、年齢と性別の補正がされていないという点で、H28 年の調査とそれ以外の調査を比較する場合は、その点に気をつけて解釈した方がよいが、それを割り引いて考えても、プラスの変化があるとみなしてもよいのではと感じる。（後述の「アンケート調査結果について」を参照） 基本方針（1）「男女共同参画に対する意識の定着」について（3～5頁） → 全体的に、C・D評価からA・B評価へと評価が上がったと説明を受けたが、実際に地域で活動している中では、意識改革が進み、取組が進んでいるとまだまだ感じられない。数字の上では進んだと思うかもしれないが、実際に行動に移り、地域で活動する女性が増えないと、意識が改革したとは言えない。 → 例えば、行政が“自治会の役員の 40%を女性にしてください”といったような目標を示し、これに向けて取組を進めるという姿勢が必要なのではないかと考える。そうしないと、女性の役員を増やすことは難しいのではないのか。元気な女性、やる気のある女性が多い。そういった女性を引っ張り出す必要があるのに、なかなかできない。なぜなら、女性自身が女性の足

	を引っ張ったり、男性も高齢者も「男性は外で仕事、女性は家庭」という固定観念があり、今まで教えられてきた意識を変えることはなかなか難しい。行政主導が必要と考える。 → 「クォーター制（割当制）」といわれるような制度を取り入れないと、役員に女性が増えないのかもしれない。審議会の女性委員の割合についても、その選出母体となる団体に女性の役員がいないと、審議会の委員に女性は上がってこない。 → 男女共同参画の推進には、もっと地域を巻き込む必要がある。自治会長を巻き込み、そこにしっかり啓発し、地域の中で、男女共同参画推進員を中心に、男女共同参画の必要性を理解していただく必要がある。50 歳以上の年配の方の意識改革が必要である。 → 「割当制」といったような上からのプレッシャーと、地域における地道な活動、その両輪で取り組むことが大切である。その意味で、自治会の中の男女共同参画推進員に関する課題とも重なり、自治会の中での連携は重要である。 → 女子高校生が男子高校生に暴力を振るわれたり、暴言を浴びせられたり、妊娠して中退したりする例も実際にある。10 代だから男女平等という考えを全員が持っていることはない。女性蔑視の考えを持っていたり、男女共同参画の考えがなかったりする子どももいる。家庭、テレビによる影響もあるので、若い世代への教育は大切である。 → 親世代から子ども世代といった世代間の繰り返しの影響があり、家庭だけでなくドラマや小説などによっても再生産されている。もちろん全体では意識変化はしているが、期待するほどでもない。高校などでのDV講座の実施などの取組も必要であり、変化が難しい年齢の高い方へは、地域に入っていくなどの調整がいり、両方の意識改革は必要である。
基本目標 2	数値目標「審議会等委員の女性割合」について（7 頁、15 頁） → （事務局から「対象となる審議会のは数は 88 あり、内、68 が女性委員ありの会議で、20 が女性委員なしの会議」と説明後、）女性委員の割合を増やすことも重要であるが、女性委員なしの会議をなくすことが重要である。 数値目標「男女共同参画センター登録団体数」について（7 頁、15 頁） → 登録団体について、男女共同参画分野が 1 団体は少ない。市民プラザへの団体登録時に、活動分野が 1 つしか選べない。その分野だけをやっていてのではないので、重要にしている複数の項目を選べるようにすると、登録団体は増えると思う。人を集めるという点で、市民プラザ全体で、まちづくり部として総合的に取り組むべきである。

	基本方針（４）「地域活動における男女共同参画の推進」に関して、“女性が参画しやすい場づくり”について（６～９頁） → 自治会長会からの選出でこの会議の委員になっている。自治会に女性の役員をという話もあるが、地域によって課題も違うので、一律に適用することはなかなか難しいと考える。 一方で自治協議会の役員もしており、私が所属している自治協議会では、理事は男性と女性が半分ずつである。会議を開催すると、女性からの発言が非常に少ないことが悩みである。女性の発言をしやすくするような会議の雰囲気、場所づくりが必要と思っており、そういったことを教えていただくコーディネーターの派遣ができないものかとも思っている。お茶やお菓子を出して、雰囲気を変え、意見を出していただきやすいように取り組んだ。女性の声を引き出し、地域の活動に反映していきたいと思っており、そういった手法を学べるような機会があればよい。
基本目標 3	数値目標「市役所における男性育児休業取得率」について（10 頁、16 頁） → 今回も 0 %ということだが、対象者が少ないのか。（事務局から「少ないことはない」と回答後）目標の 10%は達成可能な数値ではないのかと考える。 → 社会的に関心が高まっている数値である。国家公務員は、強い働きかけで、短期間も含まれるかもしれないが、育休取得者が増加した。人数が少ない職場では難しいかもしれないが、育休取得による人員が減ることを踏まえた人員配置をどうするのか、どう取り組むのか、意識的に考えていく必要があると考える。また、コロナの影響で、在宅等の方が増え、実際に稼働できる人員が減っているというような状況がある。象徴的な数値であるので、検討いただきたい。 → 息子の例であるが、昨年、子どもが生まれ、２ヶ月の育児休業を取得した。従業員 300 人ほどの企業であるが、実際に休暇が取れた。“できない”のではなく、“やらない”ということだと思う。
基本目標 4	基本方針（２）の推進項目④「各種相談体制の充実」に関して、男性向け相談事業について（12～14 頁） → 悩みをもった男性の方も非常に多くいる。男性の相談も必要な事業ではないかと考える。DV も、女性への暴力もあれば、男性への暴力といったこともあるのではと思う。そういったことに対する研修も必要と思う。
全体	情報提供について → 全体的に、C・D評価からA・B評価へと評価が上がり、センター開設後、発信力が高まったという説明を受けたが、発信しているものが届けた

	い相手に確実に届くことが大切である。
	アンケート調査結果について → 調査方法について、5 頁に補正の手法について記載があり、H28 年の調査は、若い人の回答率が低いので、その層を底上げしていることになっており、R 元年の調査は、無作為抽出とあるので、どちらかという、年齢が高い方のウェイトが高い結果となっている。 → R 元年の調査は、年齢に加え性別の補正もされていないという点で、H28 年よりも女性の意見のウェイトが重く反映されている可能性がある。H28 年の調査は補正がされて、男性の割合が高い集計になっている可能性がある。よって、H28 年の調査とそれ以外の調査とを比較する場合は、その点に気をつけて解釈した方がよいと考える。
	講座やセミナーについて → 先日開催された講座に参加した。コロナの影響もあり、参加人数を絞った内容であったが、隣の方と話し、内容が濃いものであった。参加人数が多いことが一概に良いとこととはいえないと思うので、ターゲットを定め、少人数で学び、内容を深める手法は非常によかった。また、センターで事業を行うということも大切であるが、ここで学んだワークショップや話を地域に持って出るような、出前講座のようなことを考えていってほしい。 → 地域、自治会の中に広めることができればよいと思う。自治会の中に出向いていただき、広げていただきたい。 → 先日開催された講座に参加した。非常に良い内容でよかったが、講演のみで、質問時間が十分でなかった点が、非常に残念だった。



編集・発行／丹波市まちづくり部人権啓発センター
男女共同参画推進係

お問い合わせ／0795-82-8684 danjyo-center@city.tamba.lg.jp